平成２９年６月８日提出

今治市議会定例会（第３回）議案

今治市議会定例会（第３回）議案目次

議案番号	件名	ページ
66	平成29年度　今治市一般会計補正予算（第１号）	別　冊
67	平成29年度　今治市用地取得特別会計補正予算（第１号）	〃
68	平成29年度　今治市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	〃
69	都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
70	財産の取得について（ネットワーク制御機器）	7
71	財産の取得について（高規格救急自動車）	11
72	今治市辺地総合整備計画の策定について	15
73	今治市辺地総合整備計画の変更について	25
74	今治市過疎地域自立促進計画の変更について	35
75	市営土地改良事業の施行について（旦地区）	39
76	市営土地改良事業の施行について（菊間　長坂地区）	43
77	市営土地改良事業の施行について（延喜地区）	47
78	市営土地改良事業の施行について（菊間　田之尻地区）	51
79	市道の認定について	55
80	専決処分について	75

	・今治市市税条例の一部を改正する条例制定について	77
	・今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	117
	・今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	123

議会第３回議案第69号

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第25条第６号の技術的細目に定められた制限の強化及び緩和を定めようとするもの。

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例（平成17年今治市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第34条第11号」を「第33条第３項及び第34条第11号」に改める。

第３条を第４条とする。

第２条第１項第１号中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）」を「政令」に改め、同条を第３条とし、第１条の次に次の１条を加える。

（法第33条第３項の条例で定める技術的細目の強化及び緩和）

第２条　法第33条第３項の規定により条例で定める都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第25条第６号の技術的細目に定められた制限の強化及び緩和は、次のとおりとする。

（１）　政令第29条の２第１項第５号ロの規定により、設置すべき公園又は広場の１箇所当たりの面積の最低限度は300平方メートルとする。

（２）　政令第29条の２第２項第３号イの規定により、開発区域の面積の最低限度は１ヘクタールとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可について適用し、同日前に行う許可については、なお従前の例による。

「参　考」

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（趣旨） 第１条　この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第３項及び第34条第11号の規定に基づき、開発行為等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。 （法第33条第３項の条例で定める技術的細目の強化及び緩和） 第２条　法第33条第３項の規定により条例で定める都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第25条第６号の技術的細目に定められた制限の強化及び緩和は、次のとおりとする。 （１）　政令第29条の２第１項第５号ロの規定により、設置すべき公園又は広場の１箇所当たりの面積の最低限度は300平方メートルとする。 （２）　政令第29条の２第２項第３号イの規定により、開発区域の面積の最低限度は１ヘクタールとする。 （法第34条第11号の条例で定める開発行為等） 第３条　今治広域都市計画区域における法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のすべてに該当する土地の区域とする。 （１）　政令	（趣旨） 第１条　この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第11号の規定に基づき、開発行為等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。 （法第34条第11号の条例で定める開発行為等） 第２条　今治広域都市計画区域における法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のすべてに該当する土地の区域とする。 （１）　都市計画法施行令（昭和44年政令第

第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の土地の区域 （２）～（７） 略 ２～４　略 （委任） 第４条　略	158号）第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の土地の区域 （２）～（７） 略 ２～４　略 （委任） 第３条　略

議会第３回議案第70号

財産の取得について（ネットワーク制御機器）

次のとおりネットワーク制御機器を購入する。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　品名及び数量　　ネットワーク制御機器一式（別紙内訳書のとおり）

２　購入の目的　　耐用年数経過によるネットワーク制御機器の更新

３　購入方法、購入金額及び購入の相手方

区　　分	購入方法	購入金額	購入の相手方
ネットワーク制御機器	指名競争入札	円 327,240,000	今治市南大門町一丁目１番地15 四国通建株式会社 代表取締役　　阿　部　　健

「別　紙」

ネットワーク制御機器内訳書

区　　分	品　　名	数　量
ネットワーク制御機器	レイヤ３スイッチ	22台
	レイヤ２スイッチ	219台
	メディアコンバータ	20個
	無停電電源供給装置	11台

「参　考」

ネットワーク制御機器入札結果

業　　者　　名	入　札　金　額
四　国　通　建（株）	円 327,240,000
ア　カ　マ　ツ（株）	336,960,000
（株）ク ロ ダ 商 会	333,333,000
ケ ー オ ー 商 事（株）	334,260,000
（株）ス　　ジ　　ヤ	335,482,000

※　上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（８）　前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議会第３回議案第71号

財産の取得について（高規格救急自動車）

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　品名、規格及び数量　　高規格救急自動車（3,500ccクラス、ガソリン車、４ＷＤ、オートマチック仕様、高度救命処置用資器材含む。）　１台

２　購入の目的　　北消防署に配備の高規格救急自動車の更新

３　購入方法、購入金額及び購入の相手方

区　　分	購入方法	購入金額	購入の相手方
高規格救急自動車	指名競争入札	円 27,594,000	今治市別宮町七丁目２番56号 愛媛日産自動車株式会社　今治別宮店 店長　　渡　部　将　司

「参　考」

高規格救急自動車入札結果

業　　者　　名	入　札　金　額
愛 媛 日 産 自 動 車（株）	円 27,594,000
愛媛トヨタ自動車（株）	28,000,000

※　上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（８）　前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議会第３回議案第72号

今治市辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定により、今治市辺地総合整備計画を策定することについて議会の議決を求める。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

「参　照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第３条　この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

今治市辺地総合整備計画

(平成２７年度～３１年度)

第１次変更（平成２７年１２月）
第２次変更（平成２８年　６月）
第３次変更（平成２９年　６月）

愛媛県今治市

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　川上辺地
（辺地の人口　　50 人　　面積　2.6k㎡）
（参考　辺地の世帯数　　25 世帯）

1　辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称　　菊間町川上
（2）地域の中心の位置　　今治市菊間町川上 284 番地
（3）辺地度点数　　126 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

川上地域は、菊間町中心部から南東へ約４㎞のところに位置し、民家は山あいに集中し、主な産業は第１次産業（農業）である。

本地域住民が生産した柑橘類を出荷している、くるしま共同選果場は辺地外に立地しており、機器の老朽化が進んでいる。当選果場の整備を行うことで、柑橘類の選別をより効果的に行うことができ、販売される柑橘の質が向上することによる地域経済の活性化が期待される。

3　公共的施設の整備計画

平成２９年度から平成３１年度までの３年間

（単位：千円）

区分 / 施設名 / 事業主体名		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
くるしま共同選果場	越智今治農業協同組合	3,057	2,586	471	469
合　　計		3,057	2,586	471	469

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　西山辺地
（辺地の人口　　129 人　　面積　2.9k ㎡）
（参考　辺地の世帯数　　46 世帯）

1　辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称　　菊間町西山
（2）地域の中心の位置　　今治市菊間町西山 1426 番地
（3）辺地度点数　　126 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

西山地域は、菊間町中心部から南西へ約３㎞のところに位置し、民家は山あいに集中し、主な産業は第１次産業（農業）である。

本地域住民が生産した柑橘類を出荷している、くるしま共同選果場は辺地外に立地しており、機器の老朽化が進んでいる。当選果場の整備を行うことで、柑橘類の選別をより効果的に行うことができ、販売される柑橘の質が向上することによる地域経済の活性化が期待される。

3　公共的施設の整備計画

平成２９年度から平成３１年度までの３年間

（単位：千円）

区分 / 施設名 / 事業主体名		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
くるしま共同選果場	越智今治農業協同組合	11,889	10,055	1,834	1,825
合　　計		11,889	10,055	1,834	1,825

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　田之尻辺地
（辺地の人口　　157 人　　面積　1.7k㎡）
（参考　辺地の世帯数　　70 世帯）

1　辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称　　菊間町田之尻
（2）地域の中心の位置　　今治市菊間町田之尻 737 番地
（3）辺地度点数　　109 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

田之尻地域は、菊間町中心部から南西へ約３㎞のところに位置し、民家は山あいに集中し、主な産業は第１次産業（農業）である。

本地域住民が生産した柑橘類を出荷している、くるしま共同選果場は辺地外に立地しており、機器の老朽化が進んでいる。当選果場の整備を行うことで、柑橘類の選別をより効果的に行うことができ、販売される柑橘の質が向上することによる地域経済の活性化が期待される。

3　公共的施設の整備計画

平成２９年度から平成３１年度までの３年間

（単位：千円）

施設名 ＼ 区分 事業主体名		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
くるしま共同選果場	越智今治農業協同組合	10,530	8,905	1,625	1,616
合　　計		10,530	8,905	1,625	1,616

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　浦戸辺地
（辺地の人口　　203 人　　面積　1.3k ㎡）
（参考　辺地の世帯数　　131 世帯）

1　辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称　　大三島町浦戸
（2）地域の中心の位置　　今治市大三島町浦戸 2 番地 7
（3）辺地度点数　　127 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

浦戸地域は、今治市最北の島、大三島の西部に位置しており、高齢化率が高く、医療・介護の社会資源の不足が課題である。

浦戸地域に立地する養護老人ホーム楠風園は、高齢者福祉の向上を図ることを目的に整備した地域内で唯一の施設であるが、施設全体の老朽化が進んでいる。中でも浴槽熱源器として利用している温水ボイラの老朽化が著しく、健康・衛生保持への影響が懸念されるため、整備を行うことで施設の長寿命化を図る。

施設の長寿命化を図ることで、高齢者保健・福祉の向上による地域住民の生活環境向上が期待される。

3　公共的施設の整備計画

平成２９年度から平成３１年度までの３年間

（単位：千円）

区分 / 施設名 / 事業主体名		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
養護老人ホーム楠風園	今治市	9,000		9,000	9,000
合　　計		9,000		9,000	9,000

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　肥海辺地
（辺地の人口　　354 人　　面積　8.0k ㎡）
（参考　辺地の世帯数　　172 世帯）

1　辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称　　大三島町肥海
（2）地域の中心の位置　　今治市大三島町肥海 1276 番地
（3）辺地度点数　　134 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

肥海地域は、今治市最北の島、大三島の北西部に位置しており、主な産業は農業である。

肥海地域に立地する今治市大三島少年自然の家は、野外体験活動や交流の場として地元住民を含む小中学生や青少年団体等に利用されている施設であるが、経年劣化により壁面等が著しく劣化しているため、整備を行うことで長寿命化や利用者の増加につなげる。

施設の長寿命化によって地域経済の安定化と向上が期待されるとともに、利用者と地域住民との交流の機会が増えることで、地域間の交流による活性化が期待される。

3　公共的施設の整備計画

平成２９年度から平成３１年度までの３年間

（単位：千円）

区分 / 施設名 / 事業主体名		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
今治市大三島少年自然の家	今治市	43,000		43,000	43,000
合　　計		43,000		43,000	43,000

「参 考」

位 置 図

凡 例

施工場所

縮 尺 1：100000

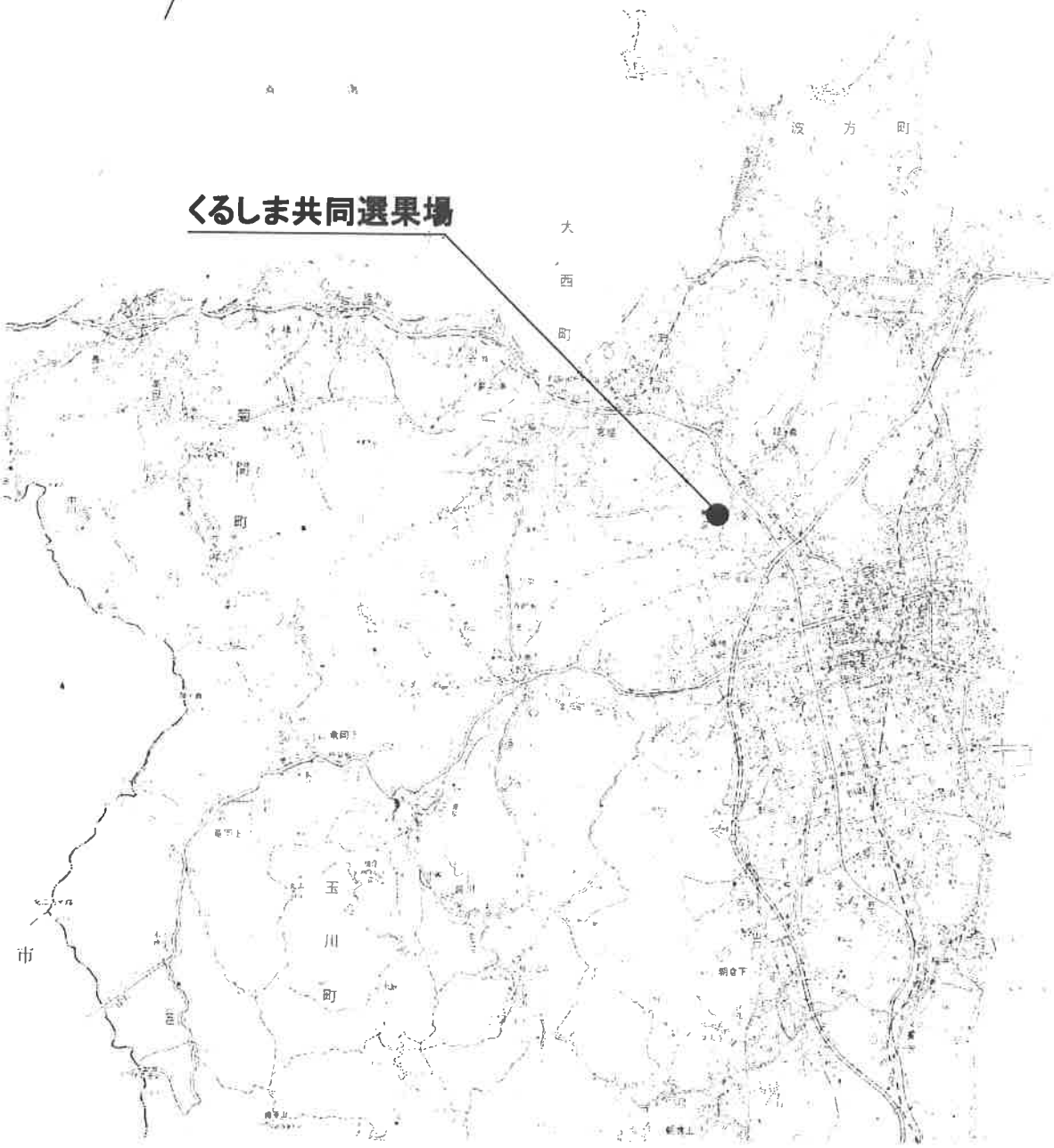

「参 考」

位 置 図

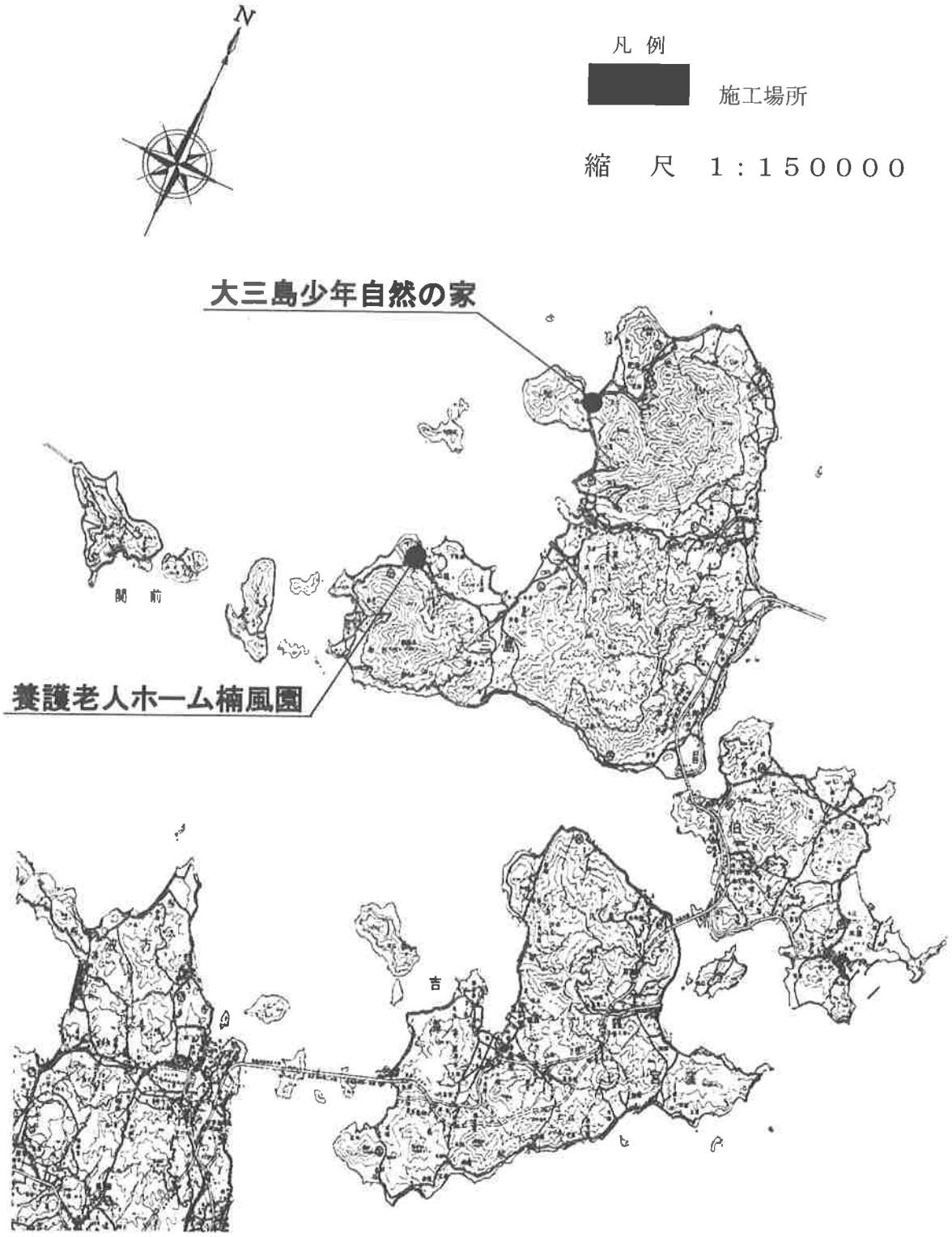

議会第３回議案第73号

今治市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第８項の規定により、今治市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求める。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

「参　照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第３条　この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

８　前各項の規定は、第５項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

今治市辺地総合整備計画

(平成２７年度～３１年度)

第１次変更（平成２７年１２月）
第２次変更（平成２８年　６月）
第３次変更（平成２９年　６月）

愛媛県今治市

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　松尾辺地
（辺地の人口　　100 人　　面積　2.7k㎡）
（参考　辺地の世帯数　　44 世帯）

1　辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称　　菊間町松尾
（2）地域の中心の位置　　今治市菊間町松尾５６番地１
（3）辺地度点数　　102 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

松尾地域は、菊間町中心部から南東へ３㎞のところに位置し、民家は山あいに集中し、就労人口の多くが第１次産業（農業）に従事している。

当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあっては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。

県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。

本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成 12 年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。

本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道 317 号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。

また、本地域住民が生産した柑橘類を出荷している、くるしま共同選果場は辺地外に立地しており、機器の老朽化が進んでいる。当選果場の整備を行うことで、柑橘類の選別をより効果的に行うことができ、販売される柑橘の質が向上することによる地域経済の活性化が期待される。

3　公共的施設の整備計画

平成２７年度から平成３１年度までの５年間

（単位：千円）

施設名 ＼ 区分 ／ 事業主体名		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
県営一般農道（歌仙地区）	愛媛県	1,177,000	882,750	294,250	294,250
歌仙仙高農道	今治市	240,260	131,480	108,780	108,000
くるしま共同選果場	越智今治農業協同組合	14,267	12,066	2,201	2,190
合　　計		1,431,527	1,026,296	405,231	404,440

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　口総辺地
（辺地の人口　　248 人　　面積　3.5k ㎡）
（参考　辺地の世帯数　　145 世帯）

1　辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称　　大三島町口総
（2）地域の中心の位置　　今治市大三島町口総 3882 番地
（3）辺地度点数　　121 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

口総地域は愛媛県の最北、大山祇神社がある「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。

主な産業は、農業・漁業の第一次産業、大山祇神社を中心とした観光業である。

漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。

今回、整備を計画している漁船上下架施設は、平成 7 年に建設し、漁船の船底清掃、船舶の修繕及び機関の調整等、船体整備のために使用する施設であり、大三島漁協の組合員が所有漁船の整備のために利用している。また、組合員の利用に影響のない範囲で一般の船舶所有者からも広く利用がある。

しかしながら、経年経過や風波等の影響によるレールの劣化やそれを支えるコンクリート基礎の破砕が進行している。このままでは、安全利用に支障をきたすことが予想されるため、漁船の安全かつ効率的な航行を支えるためにも改修が必要である。

施設が整備されることにより、近場で船底清掃、船舶の修繕及び機関の調整等が行えることから、燃費の向上・船舶の耐久化が図られ、漁業の活性化を通じて、地域住民の生活環境向上が期待される。

漁船用補給施設は口総地域に立地する唯一の漁船用燃油供給施設であるが、経年経過に伴う老朽化が進行していることから、整備を行い施設の長寿命化を図る。

施設の長寿命化を図ることで効率的な漁労活動を支えることにより、漁業の活性化を通じて、地域住民の生活環境向上が期待される。

3　公共的施設の整備計画

平成２８年度から平成３１年度までの４年間

（単位：千円）

区分 / 施設名 / 事業主体名		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船上下架施設	大三島漁業協働組合	3,888	2,088	1,800	1,800
漁船用補給施設	大三島漁業協働組合	1,059	569	490	400
合　　計		4,947	2,657	2,290	2,200

「参　考」

今治市辺地総合整備計画（策定及び変更）概要

<table>
<tr><th>辺地名</th><th>変　更　後</th><th>変　更　前</th></tr>
<tr><td>菊間
松雄辺地</td><td>
総合整備計画書

愛媛県今治市　松尾辺地
（辺地の人口　100人　面積　2.7㎢）
（参考　辺地の世帯数　44世帯）

1　略

2　公共的施設の整備を必要とする事情
松尾地域は、菊間町中心部から南東へ3㎞のところに位置し、民家は山あいに集中し、就労人口の多くが第1次産業（農業）に従事している。
当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあっては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。
県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。
本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成12年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。
本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道317号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。
また、本地域住民が生産した柑橘類を出荷している、くるしま共同選果場は辺地外に立地しており、機器の老朽化が進んでいる。当選果場の整備を行うことで、柑橘類の選別をより効果的に行うことができ、販売される柑橘の質が向上することによる地域経済の活性化が期待される。
（単位：千円）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分
施設名
事業主体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th></tr>
<tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr>
<tr><td>県営一般農道（歌仙地区）</td><td>愛媛県</td><td>1,177,000</td><td>882,750</td><td>294,250</td><td>294,250</td></tr>
<tr><td>歌仙仙高農道</td><td>今治市</td><td>240,260</td><td>131,480</td><td>108,780</td><td>108,000</td></tr>
<tr><td>くるしま共同選果場</td><td>越智今治農業協同組合</td><td>14,267</td><td>12,066</td><td>2,201</td><td>2,190</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>1,431,527</td><td>1,026,296</td><td>405,231</td><td>404,440</td></tr>
</table>
</td><td>
総合整備計画書

愛媛県今治市　松尾辺地
（辺地の人口　100人　面積　2.7㎢）
（参考　辺地の世帯数　44世帯）

1　略

2　公共的施設の整備を必要とする事情
松尾地域は、菊間町中心部から南東へ3㎞のところに位置し、民家は山あいに集中し、就労人口の多くが第1次産業（農業）に従事している。
当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあっては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。
県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。
本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成12年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。
本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道317号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。
（単位：千円）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分
施設名
事業主体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th></tr>
<tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr>
<tr><td>県営一般農道（歌仙地区）</td><td>愛媛県</td><td>1,177,000</td><td>882,750</td><td>294,250</td><td>294,250</td></tr>
<tr><td>歌仙仙高農道</td><td>今治市</td><td>240,260</td><td>131,480</td><td>108,780</td><td>108,000</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>1,417,260</td><td>1,014,230</td><td>403,030</td><td>402,250</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

辺地名	変　更　後	変　更　前
大三島 口総辺地	総合整備計画書 愛媛県今治市　　口総辺地 (辺地の人口　　248人　　面積　3.5k㎡) (参考　辺地の世帯数　　145世帯) 1　略 2　公共的施設の整備を必要とする事情 口総地域は愛媛県の最北、大山祇神社がある「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。 主な産業は、農業・漁業の第一次産業、大山祇神社を中心とした観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。 今回、整備を計画している漁船上下架施設は、平成7年に建設し、漁船の船底清掃、船舶の修繕及び機関の調整等、船体整備のために使用する施設であり、大三島漁協の組合員が所有漁船の整備のために利用している。また、組合員の利用に影響のない範囲で一般の船舶所有者からも広く利用がある。 しかしながら、経年経過や風波等の影響によるレールの劣化やそれを支えるコンクリート基礎の破砕が進行している。このままでは、安全利用に支障をきたすことが予想されるため、漁船の安全かつ効率的な航行を支えるためにも改修が必要である。 施設が整備されることにより、近場で船底清掃、船舶の修繕及び機関の調整等が行えることから、燃費の向上・船舶の耐久化が図られ、漁業の活性化を通じて、地域住民の生活環境向上が期待される。 漁船用補給施設は口総地域に立地する唯一の漁船用燃油供給施設であるが、経年経過に伴う老朽化が進行していることから、整備を行い施設の長寿命化を図る。 施設の長寿命化を図ることで効率的な漁労活動を支えることにより、漁業の活性化を通じて、地域住民の生活環境向上が期待される。 3　公共的施設の整備計画 平成２８年度から平成３１年度までの４年間 (単位：千円) <table><tr><th rowspan="2">区分 施設名 事業主体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th></tr><tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>漁船上下架施設</td><td>大三島漁業協働組合</td><td>3,888</td><td>2,088</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr><tr><td>漁船用補給施設</td><td>大三島漁業協働組合</td><td>1,059</td><td>569</td><td>490</td><td>400</td></tr><tr><td colspan="2">合　計</td><td>4,947</td><td>2,657</td><td>2,290</td><td>2,200</td></tr></table>	総合整備計画書 愛媛県今治市　　口総辺地 (辺地の人口　　248人　　面積　3.5k㎡) (参考　辺地の世帯数　　145世帯) 1　略 2　公共的施設の整備を必要とする事情 口総地域は愛媛県の最北、大山祇神社がある「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。 主な産業は、農業・漁業の第一次産業、大山祇神社を中心とした観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。 今回、整備を計画している漁船上下架施設は、平成7年に建設し、漁船の船底清掃、船舶の修繕及び機関の調整等、船体整備のために使用する施設であり、大三島漁協の組合員が所有漁船の整備のために利用している。また、組合員の利用に影響のない範囲で一般の船舶所有者からも広く利用がある。 しかしながら、経年経過や風波等の影響によるレールの劣化やそれを支えるコンクリート基礎の破砕が進行している。このままでは、安全利用に支障をきたすことが予想されるため、漁船の安全かつ効率的な航行を支えるためにも改修が必要である。 施設が整備されることにより、近場で船底清掃、船舶の修繕及び機関の調整等が行えることから、燃費の向上・船舶の耐久化が図られ、漁業の活性化を通じて、地域住民の生活環境向上が期待される。 3　公共的施設の整備計画 平成２８年度から平成３１年度までの４年間 (単位：千円) <table><tr><th rowspan="2">区分 施設名 事業主体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th></tr><tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>漁船上下架施設</td><td>大三島漁業協働組合</td><td>3,888</td><td>2,088</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合　計</td><td>3,888</td><td>2,088</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr></table>

「参 考」

位 置 図

凡 例

施工場所

縮 尺 1：100000

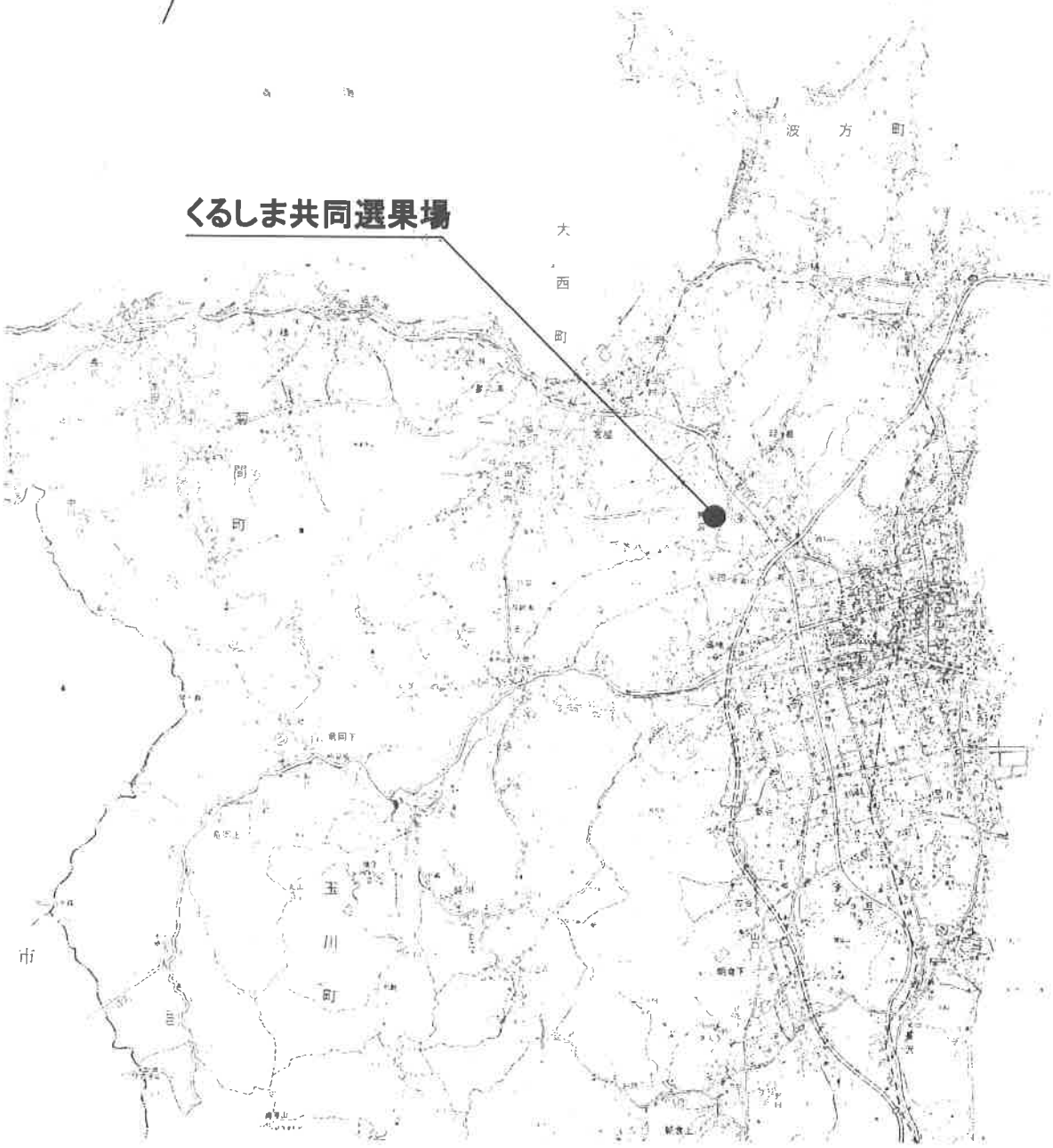

「参 考」

位 置 図

凡 例

施工場所

縮 尺 1：150000

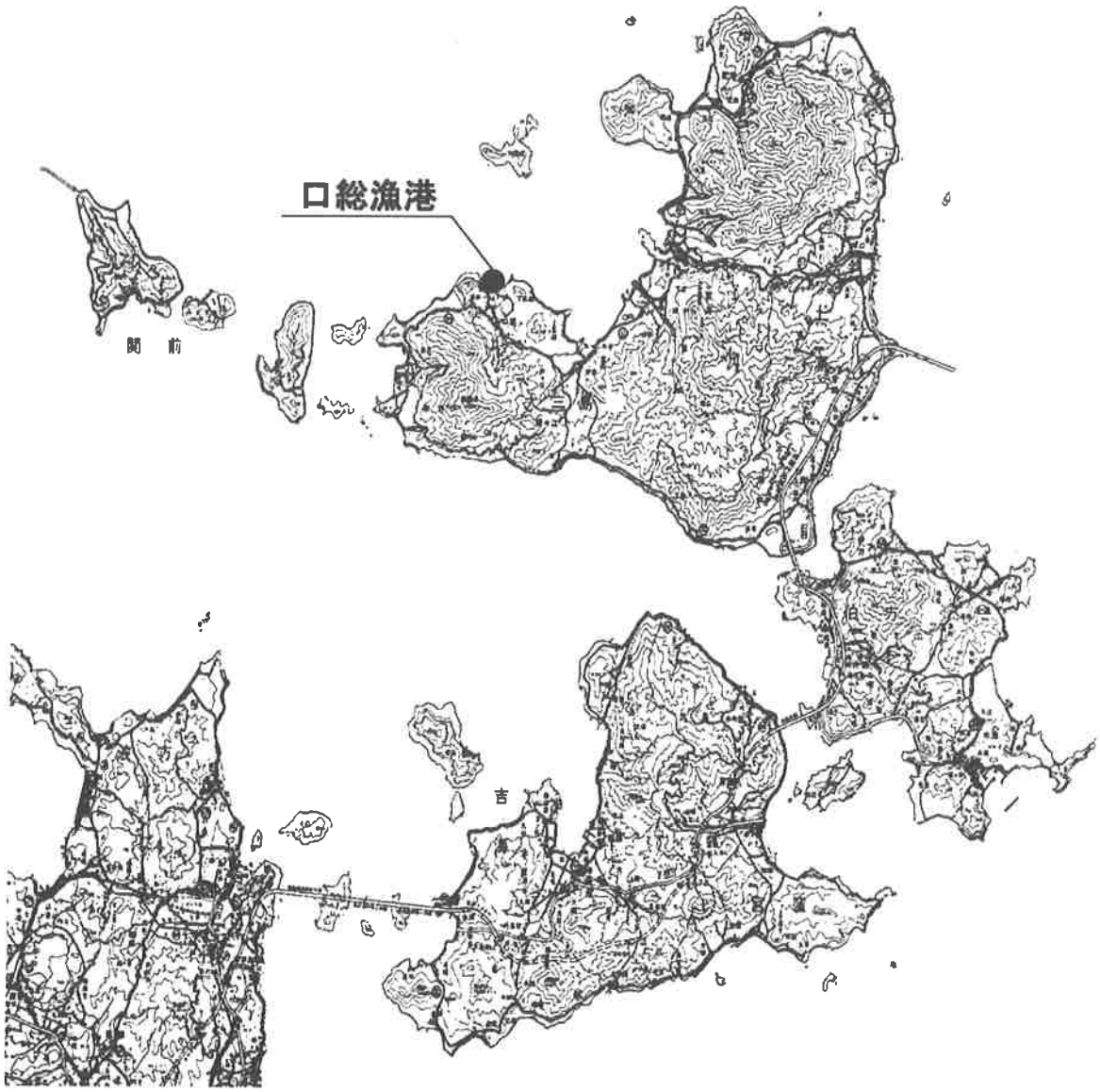

議会第３回議案第74号

今治市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第６条第７項の規定により、今治市過疎地域自立促進計画を変更することについて議会の議決を求める。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

「参　照」

過疎地域自立促進特別措置法（抜すい）

（過疎地域自立促進市町村計画）

第６条　過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

７　第１項及び前３項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

今治市過疎地域自立促進計画の変更について

今治市過疎地域自立促進計画の一部を次のように改正する。

第２．産業の振興　２．事業計画（平成28年度～32年度）の表の１産業の振興の部(９)過疎地域自立促進特別事業の項の前に次のように加える。

(８)観光又はレクリエーション	地域水産物交流施設設置事業（宮窪） 潮流体験船建造	宮窪町漁協	

「参　考」

今治市過疎地域自立促進計画（変更）概要

変　更　後

第２．産業の振興

２．事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
１産業の振興	(８)観光又はレクリエーション	地域水産物交流施設設置事業（宮窪） 潮流体験船建造	宮窪町漁協	
	(９)過疎地域自立促進特別事業	地域特産物振興事業 以下　略	越智今治農協	

変　更　前

第２．産業の振興

２．事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
１産業の振興				
	(９)過疎地域自立促進特別事業	地域特産物振興事業 以下　略	越智今治農協	

議会第３回議案第75号

市営土地改良事業の施行について（旦地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１	土地改良事業の種類	県単独補助土地改良事業
２	工事施行地区	旦地区
３	施行年度	平成29年度
４	工　　種	かんがい排水
５	概算事業費	5,500,000円
６	施行方法	請負施行

「参　考」

県単独補助土地改良事業（旦地区）

工 事 概 要　　水路工　Ｌ＝108ｍ

「参　照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の２　市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

２　前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には､その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者の３分の２（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

議会第３回議案第76号

市営土地改良事業の施行について（菊間　長坂地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１	土地改良事業の種類	県単独補助土地改良事業
２	工事施行地区	長坂地区
３	施行年度	平成29年度
４	工　　種	かんがい排水
５	概算事業費	2,500,000円
６	施行方法	請負施行

「参　考」

県単独補助土地改良事業（菊間　長坂地区）

工 事 概 要　　水路工　Ｌ＝40ｍ

「参　照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の２　市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

２　前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には､その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者の３分の２（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

議会第３回議案第77号

市営土地改良事業の施行について（延喜地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１	土地改良事業の種類	県単独補助土地改良事業
２	工事施行地区	延喜地区
３	施行年度	平成29年度
４	工　　種	かんがい排水
５	概算事業費	3,500,000円
６	施行方法	請負施行

「参　考」

県単独補助土地改良事業（延喜地区）

工 事 概 要　　水路工　Ｌ＝50ｍ

「参　照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の２　市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

２　前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には､その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者の３分の２（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

議会第３回議案第78号

市営土地改良事業の施行について（菊間　田之尻地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１	土地改良事業の種類	県単独補助土地改良事業
２	工事施行地区	田之尻地区
３	施行年度	平成29年度
４	工　　種	かんがい排水
５	概算事業費	2,500,000円
６	施行方法	請負施行

「参　考」

県単独補助土地改良事業（菊間　田之尻地区）

工 事 概 要　　水路工　Ｌ＝125ｍ

「参　照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の２　市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

２　前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には､その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者の３分の２（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

議会第３回議案第79号

市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第８条の規定により、次の路線を市道に認定する。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

整理番号	路　線　名	起　点 終　点	重要な経過地
1-253	大新開住宅５号線	今治市郷桜井四丁目 今治市郷桜井四丁目	
2-526	東鳥生17号線	今治市東鳥生町四丁目 今治市東鳥生町四丁目	
2-527	名切川１号線	今治市南高下町三丁目 今治市南高下町三丁目	
2-528	東村清水支線	今治市上徳一丁目 今治市上徳一丁目	
2-529	上徳立田３号線	今治市上徳 今治市上徳	
2-530	土橋町10号線	今治市土橋町一丁目 今治市土橋町一丁目	
2-531	六ケ内12号線	今治市郷六ケ内町一丁目 今治市郷六ケ内町一丁目	

2-532	中寺宮ノ下３号線	今治市中寺	
		今治市中寺	
2-533	中寺宮ノ下４号線	今治市中寺	
		今治市中寺	
2-534	中寺久信１号線	今治市中寺	
		今治市中寺	
2-535	徳重３号線	今治市徳重	
		今治市徳重	
3-491	東門南部14号線	今治市東門町四丁目	
		今治市東門町四丁目	
3-492	日吉川沿１号線	今治市小泉三丁目	
		今治市小泉三丁目	
3-493	別名実入１号線	今治市別名	
		今治市別名	
3-494	慶応町７号線	今治市本町六丁目	
		今治市本町六丁目	
3-495	慶応町８号線	今治市本町六丁目	
		今治市本町六丁目	
3-496	慶応町９号線	今治市本町六丁目	
		今治市本町六丁目	
3-497	慶応町10号線	今治市本町六丁目	
		今治市本町六丁目	
3-498	カシヤ熊５号線	今治市野間	
		今治市野間	
3-499	カシヤ熊６号線	今治市野間	
		今治市野間	
3-500	延喜鳥ノ上線	今治市延喜	
		今治市延喜	
4-394	延喜室脇２号支線	今治市延喜	
		今治市延喜	

4-395	近見３号線	今治市石井町四丁目	
		今治市石井町四丁目	
8-335	又兵衛１号線	今治市大西町新町	
		今治市大西町新町	
8-336	又兵衛２号線	今治市大西町新町	
		今治市大西町新町	
9-143	高城２号線	今治市菊間町佐方	
		今治市菊間町佐方	

「参　照」

道路法（抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第８条　第３条第４号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

２　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

「参　考」

市道認定路線一覧表

整理番号 (図面対照番号)	路線名	起点 終点	敷地の幅員 現況	 計画	延長
1-253	大新開住宅５号線	今治市郷桜井四丁目甲592番１先 今治市郷桜井四丁目甲592番12先	m 5.0～6.3	m	m 93.2
2-526	東鳥生17号線	今治市東鳥生町四丁目1802番５先 今治市東鳥生町四丁目1802番13先	5.0～6.5		99.9
2-527	名切川１号線	今治市南高下町三丁目812番７先 今治市南高下町三丁目812番11先	4.7		76.8
2-528	東村清水支線	今治市上徳一丁目乙207番３先 今治市上徳一丁目乙207番11先	4.0		110.0
2-529	上徳立田３号線	今治市上徳甲653番１先 今治市上徳乙152番１先	5.0		109.3
2-530	土橋町10号線	今治市土橋町一丁目234番３先 今治市土橋町一丁目234番８先	6.3		89.4
2-531	六ケ内12号線	今治市郷六ケ内町一丁目187番19先 今治市郷六ケ内町一丁目187番14先	5.0		104.4
2-532	中寺宮ノ下３号線	今治市中寺字宮ノ下957番６先 今治市中寺字宮ノ下968番１先	4.4～6.4		271.9
2-533	中寺宮ノ下４号線	今治市中寺字宮ノ下979番１先 今治市中寺字宮ノ下961番１先	6.3～6.8		101.0
2-534	中寺久信１号線	今治市中寺字久信268番４先 今治市中寺字久信269番１先	4.1		72.5
2-535	徳重３号線	今治市徳重字川崎83番３先 今治市徳重字川崎83番７先	4.8		54.5
3-491	東門南部14号線	今治市東門町四丁目892番５先 今治市東門町四丁目892番14先	5.0		93.5

3-492	日吉川沿１号線	今治市小泉三丁目465番６先 今治市小泉三丁目465番10先	5.0		36.7
3-493	別名実入１号線	今治市別名字実入48番５先 今治市別名字実入51番２先	4.3～6.3		94.7
3-494	慶応町７号線	今治市本町六丁目甲939番12先 今治市本町六丁目甲939番42先	6.3		104.8
3-495	慶応町８号線	今治市本町六丁目甲939番18先 今治市本町六丁目甲939番13先	5.3		68.4
3-496	慶応町９号線	今治市本町六丁目甲939番49先 今治市本町六丁目甲939番25先	5.3		68.4
3-497	慶応町10号線	今治市本町六丁目甲939番30先 今治市本町六丁目甲939番27先	4.8～5.3		68.5
3-498	カシヤ熊５号線	今治市野間字カシヤ熊甲42番７先 今治市野間字カシヤ熊甲42番12先	4.8		102.5
3-499	カシヤ熊６号線	今治市野間字カシヤ熊甲40番８先 今治市野間字カシヤ熊甲40番14先	4.3		98.2
3-500	延喜鳥ノ上線	今治市延喜字鳥ノ上甲379番８先 今治市延喜字鳥ノ上甲379番５先	6.3		42.0
4-394	延喜室脇２号支線	今治市延喜字室脇甲203番６先 今治市延喜字室脇甲203番８先	4.3～6.3		48.5
4-395	近見３号線	今治市石井町四丁目甲228番８先 今治市石井町四丁目甲228番12先	6.3		58.4
8-335	又兵衛１号線	今治市大西町新町甲696番２先 今治市大西町新町甲691番３先	5.0～6.3		94.6
8-336	又兵衛２号線	今治市大西町新町甲599番８先 今治市大西町新町甲599番10先	5.0～6.3		57.6
9-143	高城２号線	今治市菊間町佐方3029番２先 今治市菊間町佐方548番２先	5.0		1,084.0

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

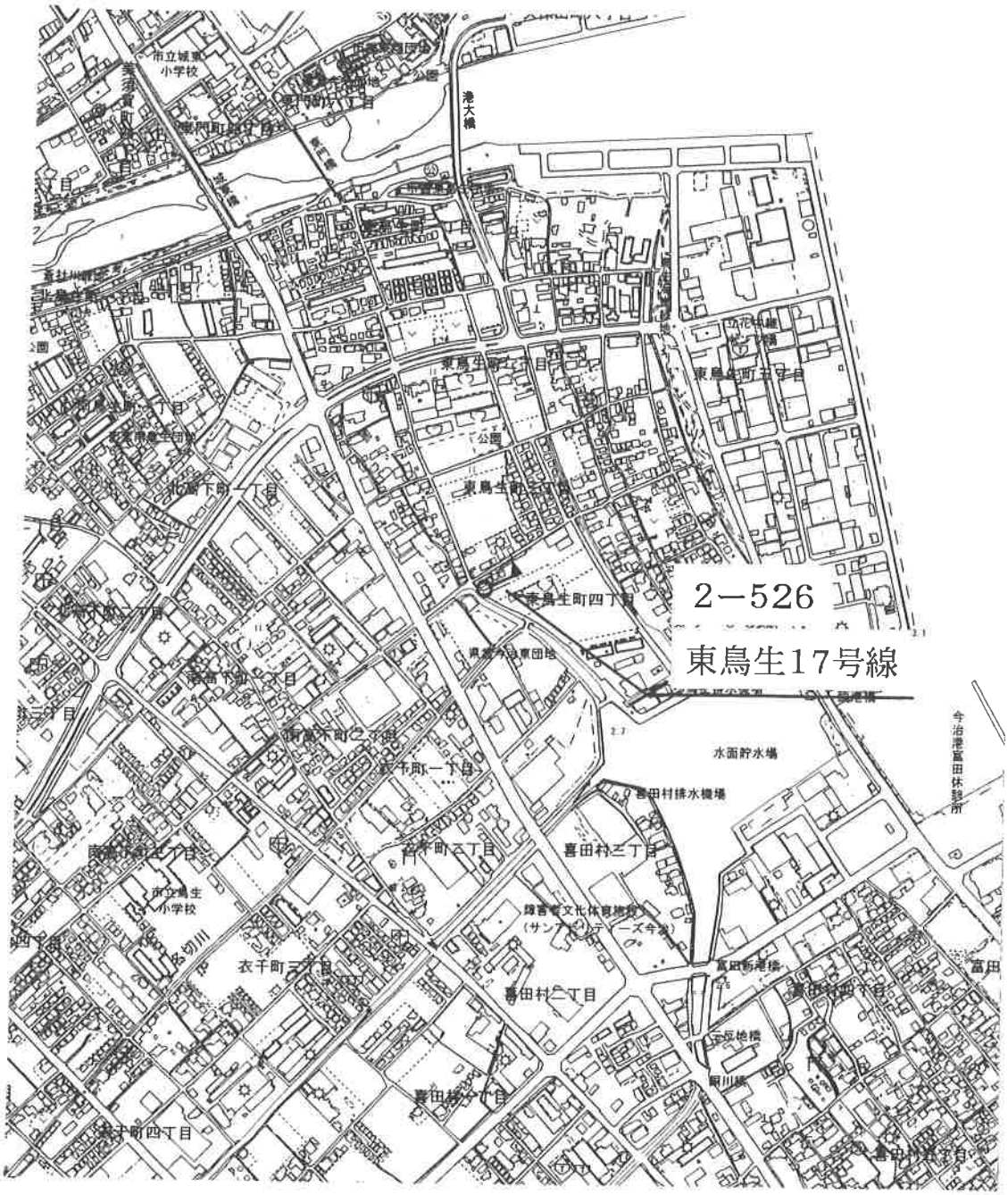

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

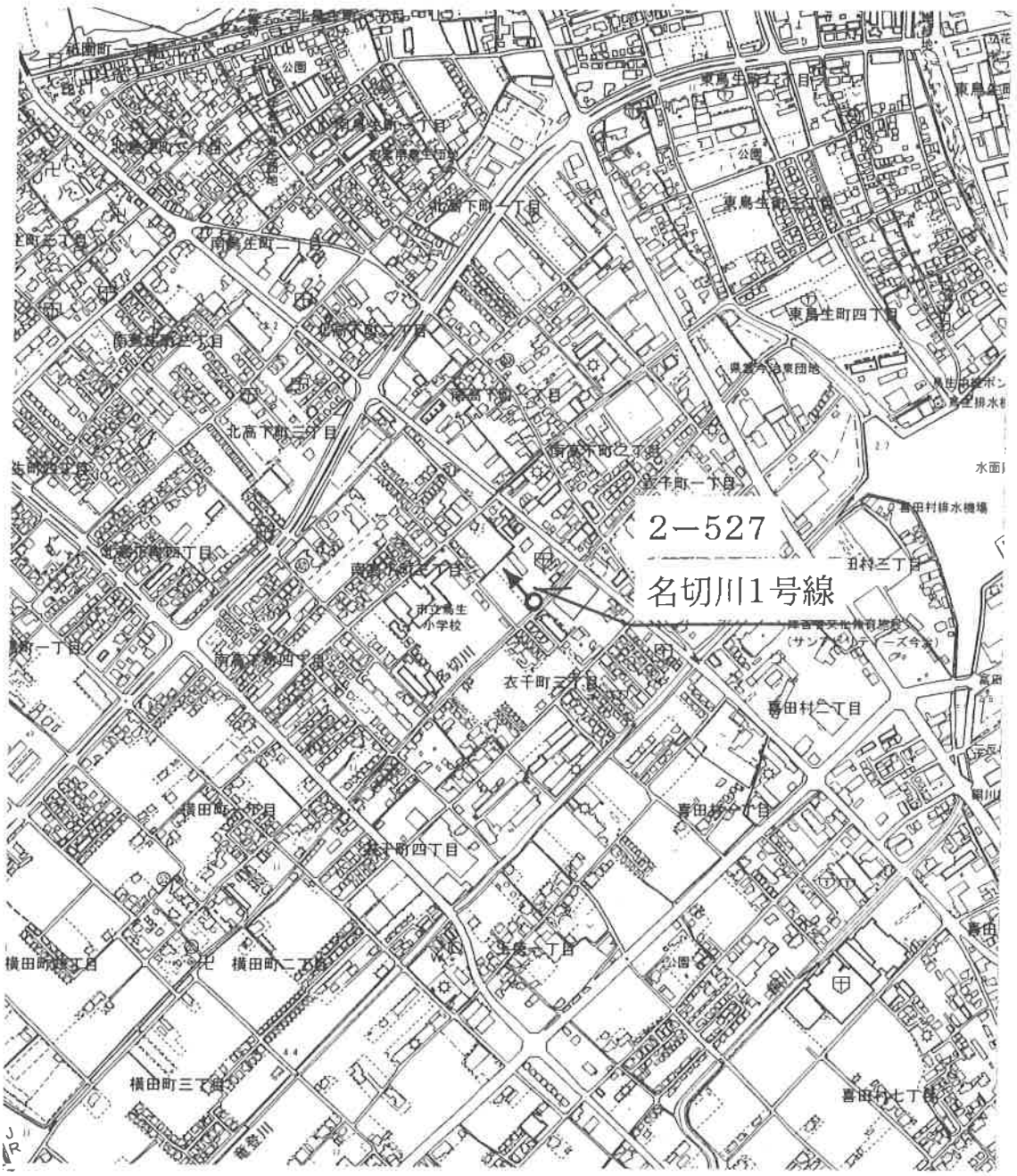

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

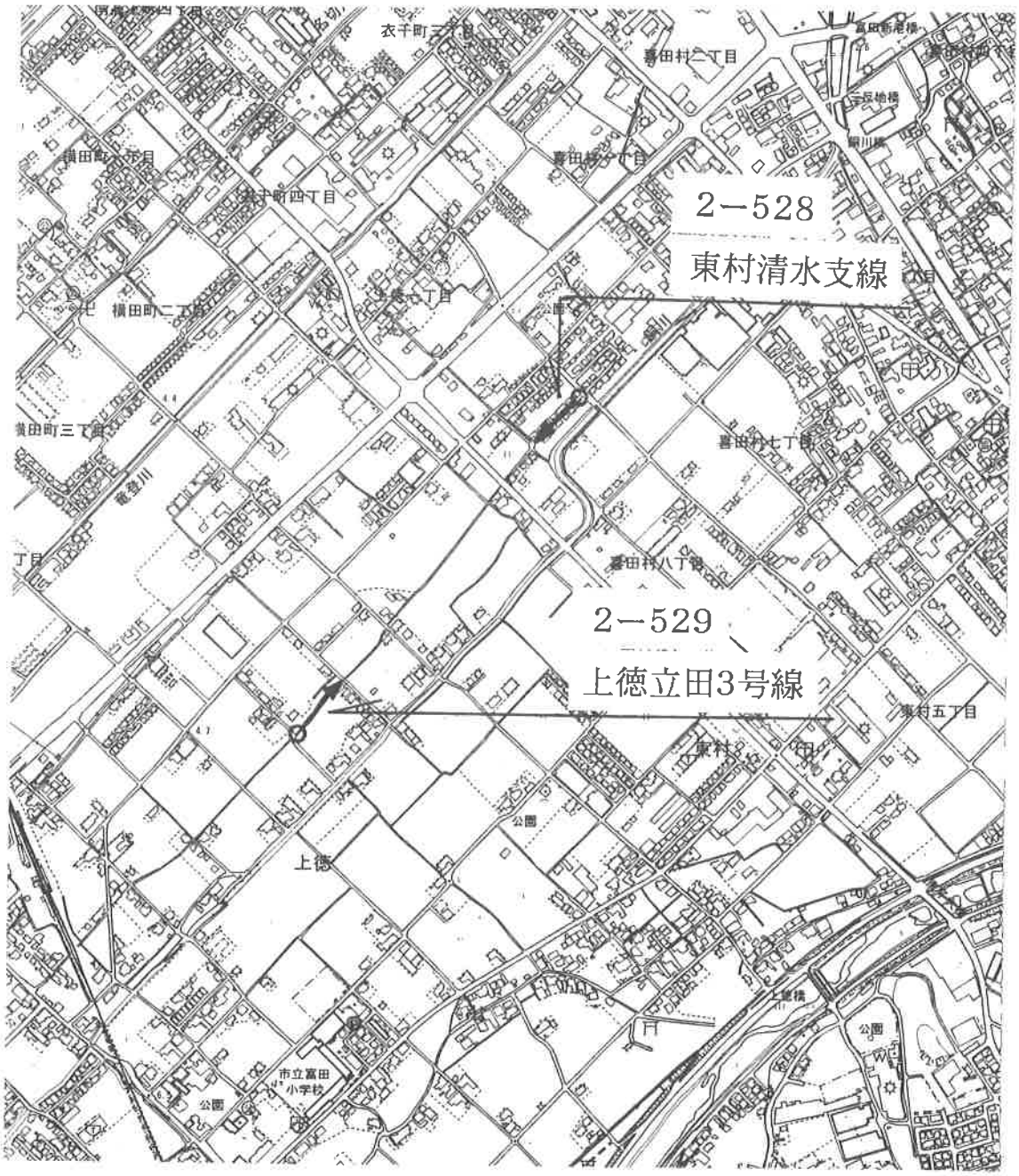

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

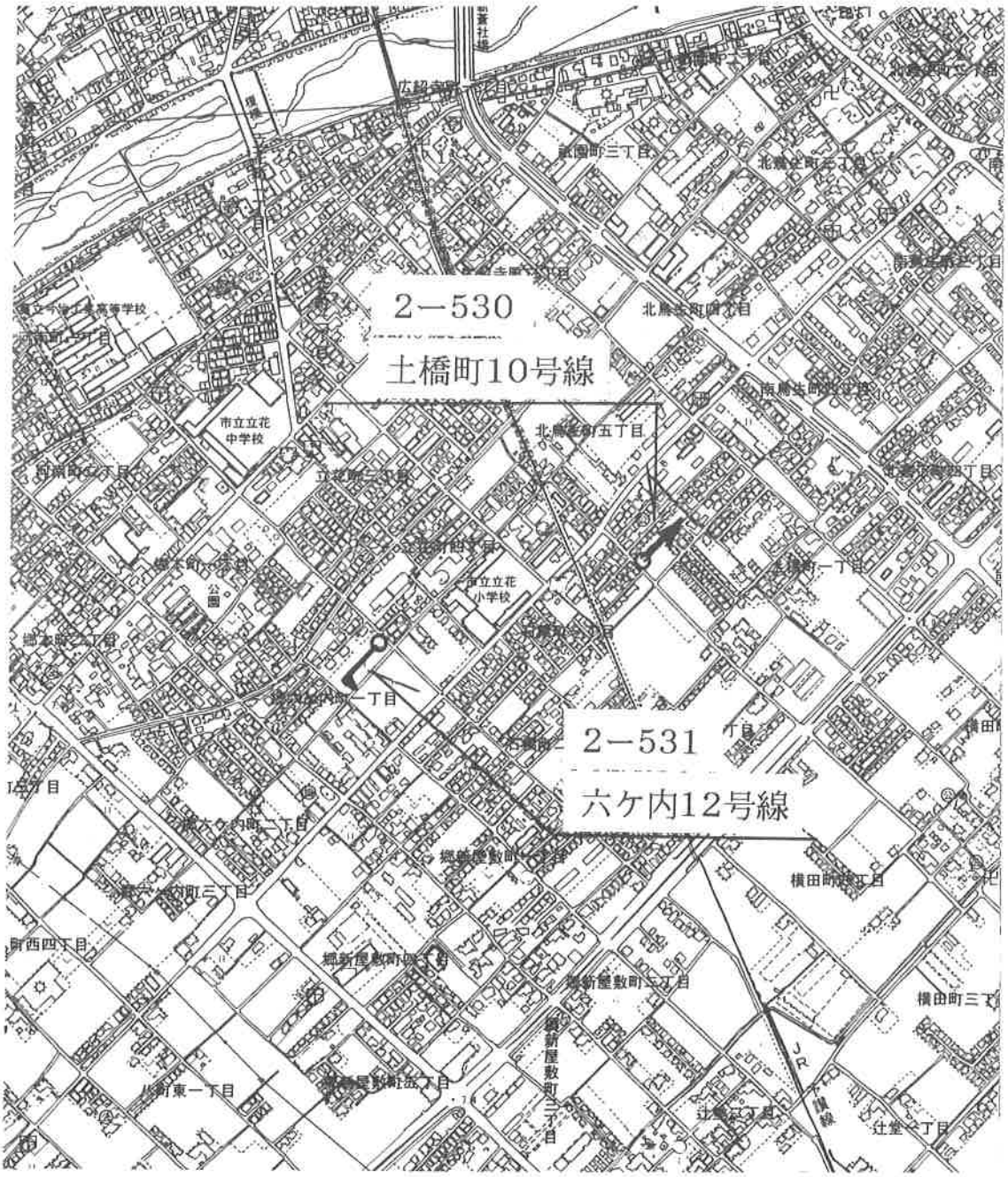

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

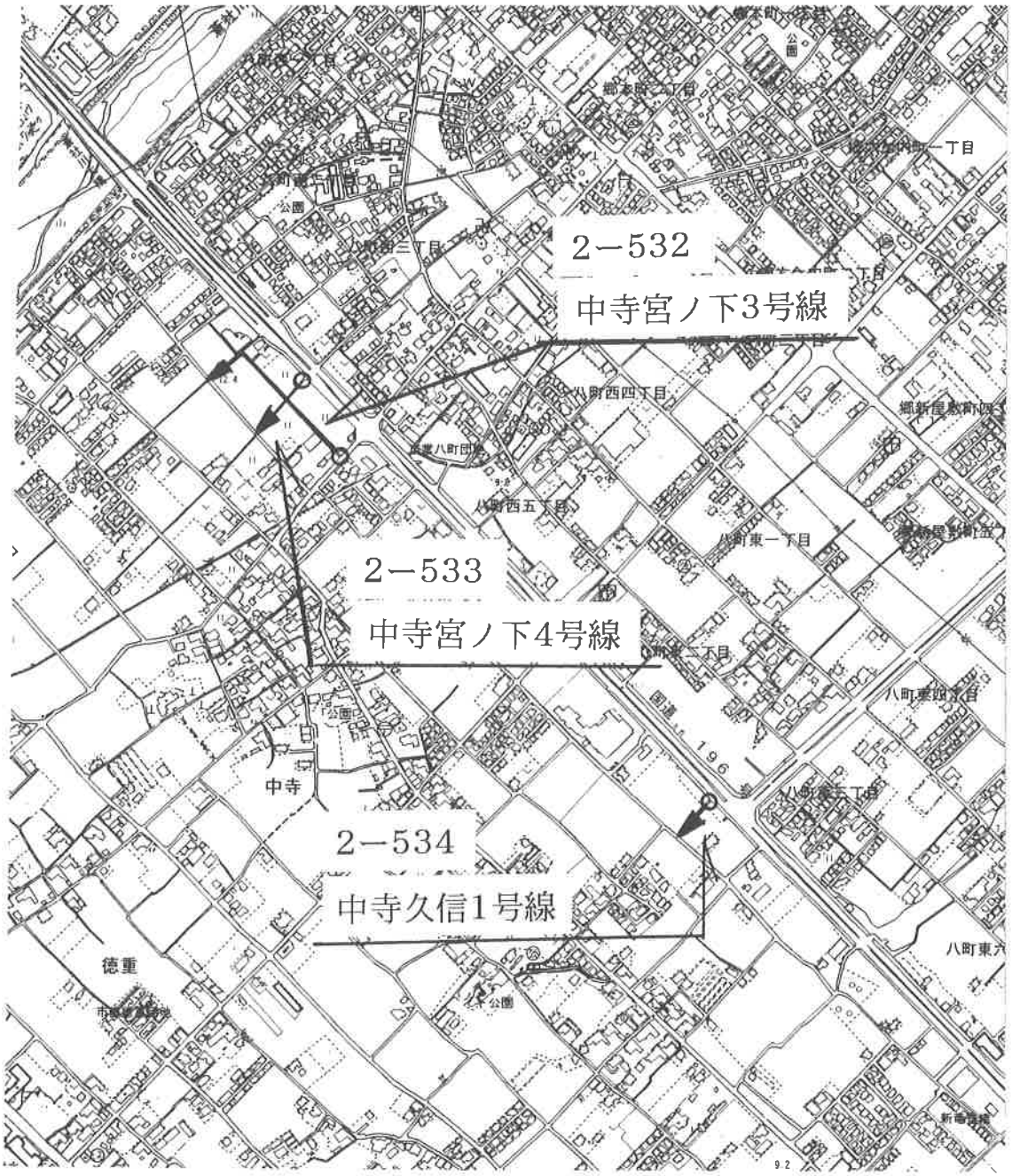

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

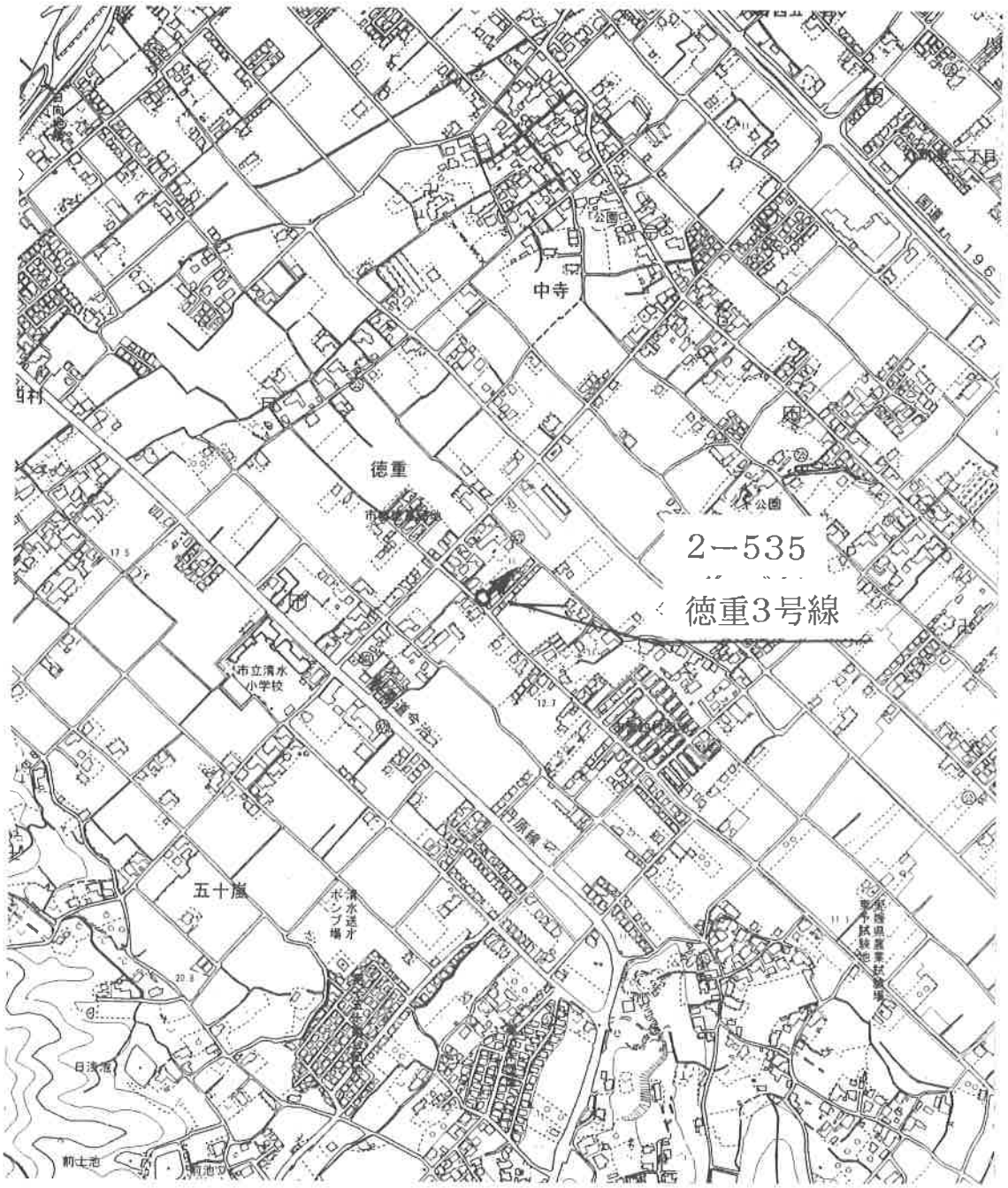

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

3−491
東門南部14号線
天保山町六丁目
東門町五丁目
天保山町五丁目
天保山町四丁目
公設地方卸売市場
下水処理センター
市立城東小学校
東門町一丁目
東島生町一丁目
東島生町二丁目
東島生町四丁目
北島下町一丁目
南島生町一丁目
北島生町三丁目
築港貴町一丁目
築港貴町二丁目
築港貴町三丁目
築港貴町四丁目
築港貴町五丁目
築港貴町六丁目
築港貴町七丁目
築港貴町八丁目
築港貴町九丁目
築港貴町十丁目
築港貴町十一丁目
築港貴町十二丁目
築港貴町十三丁目
築港貴町十四丁目
築港貴町十五丁目
築港貴町十六丁目
築港貴町十七丁目
築港貴町十八丁目
築港貴町十九丁目
築港貴町二十丁目
築港貴町二十一丁目
築港貴町二十二丁目
築港貴町二十三丁目
築港貴町二十四丁目
築港貴町二十五丁目
築港貴町二十六丁目
築港貴町二十七丁目
築港貴町二十八丁目
築港貴町二十九丁目
築港貴町三十丁目
築港貴町三十一丁目
築港貴町三十二丁目
築港貴町三十三丁目
築港貴町三十四丁目
築港貴町三十五丁目
築港貴町三十六丁目
築港貴町三十七丁目
築港貴町三十八丁目
築港貴町三十九丁目
築港貴町四十丁目
築港貴町四十一丁目
築港貴町四十二丁目
築港貴町四十三丁目
築港貴町四十四丁目
築港貴町四十五丁目
築港貴町四十六丁目
築港貴町四十七丁目
築港貴町四十八丁目
築港貴町四十九丁目
築港貴町五十丁目
築港貴町五十一丁目
築港貴町五十二丁目
築港貴町五十三丁目
築港貴町五十四丁目
築港貴町五十五丁目
築港貴町五十六丁目
築港貴町五十七丁目
築港貴町五十八丁目
築港貴町五十九丁目
築港貴町六十丁目
築港貴町六十一丁目
築港貴町六十二丁目
築港貴町六十三丁目
築港貴町六十四丁目
築港貴町六十五丁目
築港貴町六十六丁目
築港貴町六十七丁目
築港貴町六十八丁目
築港貴町六十九丁目
築港貴町七十丁目
築港貴町七十一丁目
築港貴町七十二丁目
築港貴町七十三丁目
築港貴町七十四丁目
築港貴町七十五丁目
築港貴町七十六丁目
築港貴町七十七丁目
築港貴町七十八丁目
築港貴町七十九丁目
築港貴町八十丁目
築港貴町八十一丁目
築港貴町八十二丁目
築港貴町八十三丁目
築港貴町八十四丁目
築港貴町八十五丁目
築港貴町八十六丁目
築港貴町八十七丁目
築港貴町八十八丁目
築港貴町八十九丁目
築港貴町九十丁目
築港貴町九十一丁目
築港貴町九十二丁目
築港貴町九十三丁目
築港貴町九十四丁目
築港貴町九十五丁目
築港貴町九十六丁目
築港貴町九十七丁目
築港貴町九十八丁目
築港貴町九十九丁目
築港貴町百丁目
築港貴町百一丁目
築港貴町百二丁目
築港貴町百三丁目
築港貴町百四丁目
築港貴町百五丁目
築港貴町百六丁目
築港貴町百七丁目
築港貴町百八丁目
築港貴町百九丁目
築港貴町百十丁目
築港貴町百十一丁目
築港貴町百十二丁目
築港貴町百十三丁目
築港貴町百十四丁目
築港貴町百十五丁目
築港貴町百十六丁目
築港貴町百十七丁目
築港貴町百十八丁目
築港貴町百十九丁目
築港貴町百二十丁目
築港貴町百二十一丁目
築港貴町百二十二丁目
築港貴町百二十三丁目
築港貴町百二十四丁目
築港貴町百二十五丁目
築港貴町百二十六丁目
築港貴町百二十七丁目
築港貴町百二十八丁目
築港貴町百二十九丁目
築港貴町百三十丁目
築港貴町百三十一丁目
築港貴町百三十二丁目
築港貴町百三十三丁目
築港貴町百三十四丁目
築港貴町百三十五丁目
築港貴町百三十六丁目
築港貴町百三十七丁目
築港貴町百三十八丁目
築港貴町百三十九丁目
築港貴町百四十丁目
築港貴町百四十一丁目
築港貴町百四十二丁目
築港貴町百四十三丁目
築港貴町百四十四丁目
築港貴町百四十五丁目
築港貴町百四十六丁目
築港貴町百四十七丁目
築港貴町百四十八丁目
築港貴町百四十九丁目
築港貴町百五十丁目
築港貴町百五十一丁目
築港貴町百五十二丁目
築港貴町百五十三丁目
築港貴町百五十四丁目
築港貴町百五十五丁目
築港貴町百五十六丁目
築港貴町百五十七丁目
築港貴町百五十八丁目
築港貴町百五十九丁目
築港貴町百六十丁目
築港貴町百六十一丁目
築港貴町百六十二丁目
築港貴町百六十三丁目
築港貴町百六十四丁目
築港貴町百六十五丁目
築港貴町百六十六丁目
築港貴町百六十七丁目
築港貴町百六十八丁目
築港貴町百六十九丁目
築港貴町百七十丁目
築港貴町百七十一丁目
築港貴町百七十二丁目
築港貴町百七十三丁目
築港貴町百七十四丁目
築港貴町百七十五丁目
築港貴町百七十六丁目
築港貴町百七十七丁目
築港貴町百七十八丁目
築港貴町百七十九丁目
築港貴町百八十丁目
築港貴町百八十一丁目
築港貴町百八十二丁目
築港貴町百八十三丁目
築港貴町百八十四丁目
築港貴町百八十五丁目
築港貴町百八十六丁目
築港貴町百八十七丁目
築港貴町百八十八丁目
築港貴町百八十九丁目
築港貴町百九十丁目
築港貴町百九十一丁目
築港貴町百九十二丁目
築港貴町百九十三丁目
築港貴町百九十四丁目
築港貴町百九十五丁目
築港貴町百九十六丁目
築港貴町百九十七丁目
築港貴町百九十八丁目
築港貴町百九十九丁目
築港貴町二百丁目
築港貴町二百一丁目
築港貴町二百二丁目
築港貴町二百三丁目
築港貴町二百四丁目
築港貴町二百五丁目
築港貴町二百六丁目
築港貴町二百七丁目
築港貴町二百八丁目
築港貴町二百九丁目
築港貴町二百十丁目
築港貴町二百十一丁目
築港貴町二百十二丁目
築港貴町二百十三丁目
築港貴町二百十四丁目
築港貴町二百十五丁目
築港貴町二百十六丁目
築港貴町二百十七丁目
築港貴町二百十八丁目
築港貴町二百十九丁目
築港貴町二百二十丁目
築港貴町二百二十一丁目
築港貴町二百二十二丁目
築港貴町二百二十三丁目
築港貴町二百二十四丁目
築港貴町二百二十五丁目
築港貴町二百二十六丁目
築港貴町二百二十七丁目
築港貴町二百二十八丁目
築港貴町二百二十九丁目
築港貴町二百三十丁目
築港貴町二百三十一丁目
築港貴町二百三十二丁目
築港貴町二百三十三丁目
築港貴町二百三十四丁目
築港貴町二百三十五丁目
築港貴町二百三十六丁目
築港貴町二百三十七丁目
築港貴町二百三十八丁目
築港貴町二百三十九丁目
築港貴町二百四十丁目
築港貴町二百四十一丁目
築港貴町二百四十二丁目
築港貴町二百四十三丁目
築港貴町二百四十四丁目
築港貴町二百四十五丁目
築港貴町二百四十六丁目
築港貴町二百四十七丁目
築港貴町二百四十八丁目
築港貴町二百四十九丁目
築港貴町二百五十丁目
築港貴町二百五十一丁目
築港貴町二百五十二丁目
築港貴町二百五十三丁目
築港貴町二百五十四丁目
築港貴町二百五十五丁目
築港貴町二百五十六丁目
築港貴町二百五十七丁目
築港貴町二百五十八丁目
築港貴町二百五十九丁目
築港貴町二百六十丁目
築港貴町二百六十一丁目
築港貴町二百六十二丁目
築港貴町二百六十三丁目
築港貴町二百六十四丁目
築港貴町二百六十五丁目
築港貴町二百六十六丁目
築港貴町二百六十七丁目
築港貴町二百六十八丁目
築港貴町二百六十九丁目
築港貴町二百七十丁目
築港貴町二百七十一丁目
築港貴町二百七十二丁目
築港貴町二百七十三丁目
築港貴町二百七十四丁目
築港貴町二百七十五丁目
築港貴町二百七十六丁目
築港貴町二百七十七丁目
築港貴町二百七十八丁目
築港貴町二百七十九丁目
築港貴町二百八十丁目
築港貴町二百八十一丁目
築港貴町二百八十二丁目
築港貴町二百八十三丁目
築港貴町二百八十四丁目
築港貴町二百八十五丁目
築港貴町二百八十六丁目
築港貴町二百八十七丁目
築港貴町二百八十八丁目
築港貴町二百八十九丁目
築港貴町二百九十丁目
築港貴町二百九十一丁目
築港貴町二百九十二丁目
築港貴町二百九十三丁目
築港貴町二百九十四丁目
築港貴町二百九十五丁目
築港貴町二百九十六丁目
築港貴町二百九十七丁目
築港貴町二百九十八丁目
築港貴町二百九十九丁目
築港貴町三百丁目
築港貴町三百一丁目
築港貴町三百二丁目
築港貴町三百三丁目
築港貴町三百四丁目
築港貴町三百五丁目
築港貴町三百六丁目
築港貴町三百七丁目
築港貴町三百八丁目
築港貴町三百九丁目
築港貴町三百十丁目
築港貴町三百十一丁目
築港貴町三百十二丁目
築港貴町三百十三丁目
築港貴町三百十四丁目
築港貴町三百十五丁目
築港貴町三百十六丁目
築港貴町三百十七丁目
築港貴町三百十八丁目
築港貴町三百十九丁目
築港貴町三百二十丁目
築港貴町三百二十一丁目
築港貴町三百二十二丁目
築港貴町三百二十三丁目
築港貴町三百二十四丁目
築港貴町三百二十五丁目
築港貴町三百二十六丁目
築港貴町三百二十七丁目
築港貴町三百二十八丁目
築港貴町三百二十九丁目
築港貴町三百三十丁目
築港貴町三百三十一丁目
築港貴町三百三十二丁目
築港貴町三百三十三丁目
築港貴町三百三十四丁目
築港貴町三百三十五丁目
築港貴町三百三十六丁目
築港貴町三百三十七丁目
築港貴町三百三十八丁目
築港貴町三百三十九丁目
築港貴町三百四十丁目
築港貴町三百四十一丁目
築港貴町三百四十二丁目
築港貴町三百四十三丁目
築港貴町三百四十四丁目
築港貴町三百四十五丁目
築港貴町三百四十六丁目
築港貴町三百四十七丁目
築港貴町三百四十八丁目
築港貴町三百四十九丁目
築港貴町三百五十丁目
築港貴町三百五十一丁目
築港貴町三百五十二丁目
築港貴町三百五十三丁目
築港貴町三百五十四丁目
築港貴町三百五十五丁目
築港貴町三百五十六丁目
築港貴町三百五十七丁目
築港貴町三百五十八丁目
築港貴町三百五十九丁目
築港貴町三百六十丁目
築港貴町三百六十一丁目
築港貴町三百六十二丁目
築港貴町三百六十三丁目
築港貴町三百六十四丁目
築港貴町三百六十五丁目
築港貴町三百六十六丁目
築港貴町三百六十七丁目
築港貴町三百六十八丁目
築港貴町三百六十九丁目
築港貴町三百七十丁目
築港貴町三百七十一丁目
築港貴町三百七十二丁目
築港貴町三百七十三丁目
築港貴町三百七十四丁目
築港貴町三百七十五丁目
築港貴町三百七十六丁目
築港貴町三百七十七丁目
築港貴町三百七十八丁目
築港貴町三百七十九丁目
築港貴町三百八十丁目
築港貴町三百八十一丁目
築港貴町三百八十二丁目
築港貴町三百八十三丁目
築港貴町三百八十四丁目
築港貴町三百八十五丁目
築港貴町三百八十六丁目
築港貴町三百八十七丁目
築港貴町三百八十八丁目
築港貴町三百八十九丁目
築港貴町三百九十丁目
築港貴町三百九十一丁目
築港貴町三百九十二丁目
築港貴町三百九十三丁目
築港貴町三百九十四丁目
築港貴町三百九十五丁目
築港貴町三百九十六丁目
築港貴町三百九十七丁目
築港貴町三百九十八丁目
築港貴町三百九十九丁目
築港貴町四百丁目
築港貴町四百一丁目
築港貴町四百二丁目
築港貴町四百三丁目
築港貴町四百四丁目
築港貴町四百五丁目
築港貴町四百六丁目
築港貴町四百七丁目
築港貴町四百八丁目
築港貴町四百九丁目
築港貴町四百十丁目
築港貴町四百十一丁目
築港貴町四百十二丁目
築港貴町四百十三丁目
築港貴町四百十四丁目
築港貴町四百十五丁目
築港貴町四百十六丁目
築港貴町四百十七丁目
築港貴町四百十八丁目
築港貴町四百十九丁目
築港貴町四百二十丁目
築港貴町四百二十一丁目
築港貴町四百二十二丁目
築港貴町四百二十三丁目
築港貴町四百二十四丁目
築港貴町四百二十五丁目
築港貴町四百二十六丁目
築港貴町四百二十七丁目
築港貴町四百二十八丁目
築港貴町四百二十九丁目
築港貴町四百三十丁目
築港貴町四百三十一丁目
築港貴町四百三十二丁目
築港貴町四百三十三丁目
築港貴町四百三十四丁目
築港貴町四百三十五丁目
築港貴町四百三十六丁目
築港貴町四百三十七丁目
築港貴町四百三十八丁目
築港貴町四百三十九丁目
築港貴町四百四十丁目
築港貴町四百四十一丁目
築港貴町四百四十二丁目
築港貴町四百四十三丁目
築港貴町四百四十四丁目
築港貴町四百四十五丁目
築港貴町四百四十六丁目
築港貴町四百四十七丁目
築港貴町四百四十八丁目
築港貴町四百四十九丁目
築港貴町四百五十丁目
築港貴町四百五十一丁目
築港貴町四百五十二丁目
築港貴町四百五十三丁目
築港貴町四百五十四丁目
築港貴町四百五十五丁目
築港貴町四百五十六丁目
築港貴町四百五十七丁目
築港貴町四百五十八丁目
築港貴町四百五十九丁目
築港貴町四百六十丁目
築港貴町四百六十一丁目
築港貴町四百六十二丁目
築港貴町四百六十三丁目
築港貴町四百六十四丁目
築港貴町四百六十五丁目
築港貴町四百六十六丁目
築港貴町四百六十七丁目
築港貴町四百六十八丁目
築港貴町四百六十九丁目
築港貴町四百七十丁目
築港貴町四百七十一丁目
築港貴町四百七十二丁目
築港貴町四百七十三丁目
築港貴町四百七十四丁目
築港貴町四百七十五丁目
築港貴町四百七十六丁目
築港貴町四百七十七丁目
築港貴町四百七十八丁目
築港貴町四百七十九丁目
築港貴町四百八十丁目
築港貴町四百八十一丁目
築港貴町四百八十二丁目
築港貴町四百八十三丁目
築港貴町四百八十四丁目
築港貴町四百八十五丁目
築港貴町四百八十六丁目
築港貴町四百八十七丁目
築港貴町四百八十八丁目
築港貴町四百八十九丁目
築港貴町四百九十丁目
築港貴町四百九十一丁目
築港貴町四百九十二丁目
築港貴町四百九十三丁目
築港貴町四百九十四丁目
築港貴町四百九十五丁目
築港貴町四百九十六丁目
築港貴町四百九十七丁目
築港貴町四百九十八丁目
築港貴町四百九十九丁目
築港貴町五百丁目
築港貴町五百一丁目
築港貴町五百二丁目
築港貴町五百三丁目
築港貴町五百四丁目
築港貴町五百五丁目
築港貴町五百六丁目
築港貴町五百七丁目
築港貴町五百八丁目
築港貴町五百九丁目
築港貴町五百十丁目
築港貴町五百十一丁目
築港貴町五百十二丁目
築港貴町五百十三丁目
築港貴町五百十四丁目
築港貴町五百十五丁目
築港貴町五百十六丁目
築港貴町五百十七丁目
築港貴町五百十八丁目
築港貴町五百十九丁目
築港貴町五百二十丁目
築港貴町五百二十一丁目
築港貴町五百二十二丁目
築港貴町五百二十三丁目
築港貴町五百二十四丁目
築港貴町五百二十五丁目
築港貴町五百二十六丁目
築港貴町五百二十七丁目
築港貴町五百二十八丁目
築港貴町五百二十九丁目
築港貴町五百三十丁目
築港貴町五百三十一丁目
築港貴町五百三十二丁目
築港貴町五百三十三丁目
築港貴町五百三十四丁目
築港貴町五百三十五丁目
築港貴町五百三十六丁目
築港貴町五百三十七丁目
築港貴町五百三十八丁目
築港貴町五百三十九丁目
築港貴町五百四十丁目
築港貴町五百四十一丁目
築港貴町五百四十二丁目
築港貴町五百四十三丁目
築港貴町五百四十四丁目
築港貴町五百四十五丁目
築港貴町五百四十六丁目
築港貴町五百四十七丁目
築港貴町五百四十八丁目
築港貴町五百四十九丁目
築港貴町五百五十丁目
築港貴町五百五十一丁目
築港貴町五百五十二丁目
築港貴町五百五十三丁目
築港貴町五百五十四丁目
築港貴町五百五十五丁目
築港貴町五百五十六丁目
築港貴町五百五十七丁目
築港貴町五百五十八丁目
築港貴町五百五十九丁目
築港貴町五百六十丁目
築港貴町五百六十一丁目
築港貴町五百六十二丁目
築港貴町五百六十三丁目
築港貴町五百六十四丁目
築港貴町五百六十五丁目
築港貴町五百六十六丁目
築港貴町五百六十七丁目
築港貴町五百六十八丁目
築港貴町五百六十九丁目
築港貴町五百七十丁目
築港貴町五百七十一丁目
築港貴町五百七十二丁目
築港貴町五百七十三丁目
築港貴町五百七十四丁目
築港貴町五百七十五丁目
築港貴町五百七十六丁目
築港貴町五百七十七丁目
築港貴町五百七十八丁目
築港貴町五百七十九丁目
築港貴町五百八十丁目
築港貴町五百八十一丁目
築港貴町五百八十二丁目
築港貴町五百八十三丁目
築港貴町五百八十四丁目
築港貴町五百八十五丁目
築港貴町五百八十六丁目
築港貴町五百八十七丁目
築港貴町五百八十八丁目
築港貴町五百八十九丁目
築港貴町五百九十丁目
築港貴町五百九十一丁目
築港貴町五百九十二丁目
築港貴町五百九十三丁目
築港貴町五百九十四丁目
築港貴町五百九十五丁目
築港貴町五百九十六丁目
築港貴町五百九十七丁目
築港貴町五百九十八丁目
築港貴町五百九十九丁目
築港貴町六百丁目
築港貴町六百一丁目
築港貴町六百二丁目
築港貴町六百三丁目
築港貴町六百四丁目
築港貴町六百五丁目
築港貴町六百六丁目
築港貴町六百七丁目
築港貴町六百八丁目
築港貴町六百九丁目
築港貴町六百十丁目
築港貴町六百十一丁目
築港貴町六百十二丁目
築港貴町六百十三丁目
築港貴町六百十四丁目
築港貴町六百十五丁目
築港貴町六百十六丁目
築港貴町六百十七丁目
築港貴町六百十八丁目
築港貴町六百十九丁目
築港貴町六百二十丁目
築港貴町六百二十一丁目
築港貴町六百二十二丁目
築港貴町六百二十三丁目
築港貴町六百二十四丁目
築港貴町六百二十五丁目
築港貴町六百二十六丁目
築港貴町六百二十七丁目
築港貴町六百二十八丁目
築港貴町六百二十九丁目
築港貴町六百三十丁目
築港貴町六百三十一丁目
築港貴町六百三十二丁目
築港貴町六百三十三丁目
築港貴町六百三十四丁目
築港貴町六百三十五丁目
築港貴町六百三十六丁目
築港貴町六百三十七丁目
築港貴町六百三十八丁目
築港貴町六百三十九丁目
築港貴町六百四十丁目
築港貴町六百四十一丁目
築港貴町六百四十二丁目
築港貴町六百四十三丁目
築港貴町六百四十四丁目
築港貴町六百四十五丁目
築港貴町六百四十六丁目
築港貴町六百四十七丁目
築港貴町六百四十八丁目
築港貴町六百四十九丁目
築港貴町六百五十丁目
築港貴町六百五十一丁目
築港貴町六百五十二丁目
築港貴町六百五十三丁目
築港貴町六百五十四丁目
築港貴町六百五十五丁目
築港貴町六百五十六丁目
築港貴町六百五十七丁目
築港貴町六百五十八丁目
築港貴町六百五十九丁目
築港貴町六百六十丁目
築港貴町六百六十一丁目
築港貴町六百六十二丁目
築港貴町六百六十三丁目
築港貴町六百六十四丁目
築港貴町六百六十五丁目
築港貴町六百六十六丁目
築港貴町六百六十七丁目
築港貴町六百六十八丁目
築港貴町六百六十九丁目
築港貴町六百七十丁目
築港貴町六百七十一丁目
築港貴町六百七十二丁目
築港貴町六百七十三丁目
築港貴町六百七十四丁目
築港貴町六百七十五丁目
築港貴町六百七十六丁目
築港貴町六百七十七丁目
築港貴町六百七十八丁目
築港貴町六百七十九丁目
築港貴町六百八十丁目
築港貴町六百八十一丁目
築港貴町六百八十二丁目
築港貴町六百八十三丁目
築港貴町六百八十四丁目
築港貴町六百八十五丁目
築港貴町六百八十六丁目
築港貴町六百八十七丁目
築港貴町六百八十八丁目
築港貴町六百八十九丁目
築港貴町六百九十丁目
築港貴町六百九十一丁目
築港貴町六百九十二丁目
築港貴町六百九十三丁目
築港貴町六百九十四丁目
築港貴町六百九十五丁目
築港貴町六百九十六丁目
築港貴町六百九十七丁目
築港貴町六百九十八丁目
築港貴町六百九十九丁目
築港貴町七百丁目
築港貴町七百一丁目
築港貴町七百二丁目
築港貴町七百三丁目
築港貴町七百四丁目
築港貴町七百五丁目
築港貴町七百六丁目
築港貴町七百七丁目
築港貴町七百八丁目
築港貴町七百九丁目
築港貴町七百十丁目
築港貴町七百十一丁目
築港貴町七百十二丁目
築港貴町七百十三丁目
築港貴町七百十四丁目
築港貴町七百十五丁目
築港貴町七百十六丁目
築港貴町七百十七丁目
築港貴町七百十八丁目
築港貴町七百十九丁目
築港貴町七百二十丁目
築港貴町七百二十一丁目
築港貴町七百二十二丁目
築港貴町七百二十三丁目
築港貴町七百二十四丁目
築港貴町七百二十五丁目
築港貴町七百二十六丁目
築港貴町七百二十七丁目
築港貴町七百二十八丁目
築港貴町七百二十九丁目
築港貴町七百三十丁目
築港貴町七百三十一丁目
築港貴町七百三十二丁目
築港貴町七百三十三丁目
築港貴町七百三十四丁目
築港貴町七百三十五丁目
築港貴町七百三十六丁目
築港貴町七百三十七丁目
築港貴町七百三十八丁目
築港貴町七百三十九丁目
築港貴町七百四十丁目
築港貴町七百四十一丁目
築港貴町七百四十二丁目
築港貴町七百四十三丁目
築港貴町七百四十四丁目
築港貴町七百四十五丁目
築港貴町七百四十六丁目
築港貴町七百四十七丁目
築港貴町七百四十八丁目
築港貴町七百四十九丁目
築港貴町七百五十丁目
築港貴町七百五十一丁目
築港貴町七百五十二丁目
築港貴町七百五十三丁目
築港貴町七百五十四丁目
築港貴町七百五十五丁目
築港貴町七百五十六丁目
築港貴町七百五十七丁目
築港貴町七百五十八丁目
築港貴町七百五十九丁目
築港貴町七百六十丁目
築港貴町七百六十一丁目
築港貴町七百六十二丁目
築港貴町七百六十三丁目
築港貴町七百六十四丁目
築港貴町七百六十五丁目
築港貴町七百六十六丁目
築港貴町七百六十七丁目
築港貴町七百六十八丁目
築港貴町七百六十九丁目
築港貴町七百七十丁目
築港貴町七百七十一丁目
築港貴町七百七十二丁目
築港貴町七百七十三丁目
築港貴町七百七十四丁目
築港貴町七百七十五丁目
築港貴町七百七十六丁目
築港貴町七百七十七丁目
築港貴町七百七十八丁目
築港貴町七百七十九丁目
築港貴町七百八十丁目
築港貴町七百八十一丁目
築港貴町七百八十二丁目
築港貴町七百八十三丁目
築港貴町七百八十四丁目
築港貴町七百八十五丁目
築港貴町七百八十六丁目
築港貴町七百八十七丁目
築港貴町七百八十八丁目
築港貴町七百八十九丁目
築港貴町七百九十丁目
築港貴町七百九十一丁目
築港貴町七百九十二丁目
築港貴町七百九十三丁目
築港貴町七百九十四丁目
築港貴町七百九十五丁目
築港貴町七百九十六丁目
築港貴町七百九十七丁目
築港貴町七百九十八丁目
築港貴町七百九十九丁目
築港貴町八百丁目
築港貴町八百一丁目
築港貴町八百二丁目
築港貴町八百三丁目
築港貴町八百四丁目
築港貴町八百五丁目
築港貴町八百六丁目
築港貴町八百七丁目
築港貴町八百八丁目
築港貴町八百九丁目
築港貴町八百十丁目
築港貴町八百十一丁目
築港貴町八百十二丁目
築港貴町八百十三丁目
築港貴町八百十四丁目
築港貴町八百十五丁目
築港貴町八百十六丁目
築港貴町八百十七丁目
築港貴町八百十八丁目
築港貴町八百十九丁目
築港貴町八百二十丁目
築港貴町八百二十一丁目
築港貴町八百二十二丁目
築港貴町八百二十三丁目
築港貴町八百二十四丁目
築港貴町八百二十五丁目
築港貴町八百二十六丁目
築港貴町八百二十七丁目
築港貴町八百二十八丁目
築港貴町八百二十九丁目
築港貴町八百三十丁目
築港貴町八百三十一丁目
築港貴町八百三十二丁目
築港貴町八百三十三丁目
築港貴町八百三十四丁目
築港貴町八百三十五丁目
築港貴町八百三十六丁目
築港貴町八百三十七丁目
築港貴町八百三十八丁目
築港貴町八百三十九丁目
築港貴町八百四十丁目
築港貴町八百四十一丁目
築港貴町八百四十二丁目
築港貴町八百四十三丁目
築港貴町八百四十四丁目
築港貴町八百四十五丁目
築港貴町八百四十六丁目
築港貴町八百四十七丁目
築港貴町八百四十八丁目
築港貴町八百四十九丁目
築港貴町八百五十丁目
築港貴町八百五十一丁目
築港貴町八百五十二丁目
築港貴町八百五十三丁目
築港貴町八百五十四丁目
築港貴町八百五十五丁目
築港貴町八百五十六丁目
築港貴町八百五十七丁目
築港貴町八百五十八丁目
築港貴町八百五十九丁目
築港貴町八百六十丁目
築港貴町八百六十一丁目
築港貴町八百六十二丁目
築港貴町八百六十三丁目
築港貴町八百六十四丁目
築港貴町八百六十五丁目
築港貴町八百六十六丁目
築港貴町八百六十七丁目
築港貴町八百六十八丁目
築港貴町八百六十九丁目
築港貴町八百七十丁目
築港貴町八百七十一丁目
築港貴町八百七十二丁目
築港貴町八百七十三丁目
築港貴町八百七十四丁目
築港貴町八百七十五丁目
築港貴町八百七十六丁目
築港貴町八百七十七丁目
築港貴町八百七十八丁目
築港貴町八百七十九丁目
築港貴町八百八十丁目
築港貴町八百八十一丁目
築港貴町八百八十二丁目
築港貴町八百八十三丁目
築港貴町八百八十四丁目
築港貴町八百八十五丁目
築港貴町八百八十六丁目
築港貴町八百八十七丁目
築港貴町八百八十八丁目
築港貴町八百八十九丁目
築港貴町八百九十丁目
築港貴町八百九十一丁目
築港貴町八百九十二丁目
築港貴町八百九十三丁目
築港貴町八百九十四丁目
築港貴町八百九十五丁目
築港貴町八百九十六丁目
築港貴町八百九十七丁目
築港貴町八百九十八丁目
築港貴町八百九十九丁目
築港貴町九百丁目
築港貴町九百一丁目
築港貴町九百二丁目
築港貴町九百三丁目
築港貴町九百四丁目
築港貴町九百五丁目
築港貴町九百六丁目
築港貴町九百七丁目
築港貴町九百八丁目
築港貴町九百九丁目
築港貴町九百十丁目
築港貴町九百十一丁目
築港貴町九百十二丁目
築港貴町九百十三丁目
築港貴町九百十四丁目
築港貴町九百十五丁目
築港貴町九百十六丁目
築港貴町九百十七丁目
築港貴町九百十八丁目
築港貴町九百十九丁目
築港貴町九百二十丁目
築港貴町九百二十一丁目
築港貴町九百二十二丁目
築港貴町九百二十三丁目
築港貴町九百二十四丁目
築港貴町九百二十五丁目
築港貴町九百二十六丁目
築港貴町九百二十七丁目
築港貴町九百二十八丁目
築港貴町九百二十九丁目
築港貴町九百三十丁目
築港貴町九百三十一丁目
築港貴町九百三十二丁目
築港貴町九百三十三丁目
築港貴町九百三十四丁目
築港貴町九百三十五丁目
築港貴町九百三十六丁目
築港貴町九百三十七丁目
築港貴町九百三十八丁目
築港貴町九百三十九丁目
築港貴町九百四十丁目
築港貴町九百四十一丁目
築港貴町九百四十二丁目
築港貴町九百四十三丁目
築港貴町九百四十四丁目
築港貴町九百四十五丁目
築港貴町九百四十六丁目
築港貴町九百四十七丁目
築港貴町九百四十八丁目
築港貴町九百四十九丁目
築港貴町九百五十丁目
築港貴町九百五十一丁目
築港貴町九百五十二丁目
築港貴町九百五十三丁目
築港貴町九百五十四丁目
築港貴町九百五十五丁目
築港貴町九百五十六丁目
築港貴町九百五十七丁目
築港貴町九百五十八丁目
築港貴町九百五十九丁目
築港貴町九百六十丁目
築港貴町九百六十一丁目
築港貴町九百六十二丁目
築港貴町九百六十三丁目
築港貴町九百六十四丁目
築港貴町九百六十五丁目
築港貴町九百六十六丁目
築港貴町九百六十七丁目
築港貴町九百六十八丁目
築港貴町九百六十九丁目
築港貴町九百七十丁目
築港貴町九百七十一丁目
築港貴町九百七十二丁目
築港貴町九百七十三丁目
築港貴町九百七十四丁目
築港貴町九百七十五丁目
築港貴町九百七十六丁目
築港貴町九百七十七丁目
築港貴町九百七十八丁目
築港貴町九百七十九丁目
築港貴町九百八十丁目
築港貴町九百八十一丁目
築港貴町九百八十二丁目
築港貴町九百八十三丁目
築港貴町九百八十四丁目
築港貴町九百八十五丁目
築港貴町九百八十六丁目
築港貴町九百八十七丁目
築港貴町九百八十八丁目
築港貴町九百八十九丁目
築港貴町九百九十丁目
築港貴町九百九十一丁目
築港貴町九百九十二丁目
築港貴町九百九十三丁目
築港貴町九百九十四丁目
築港貴町九百九十五丁目
築港貴町九百九十六丁目
築港貴町九百九十七丁目
築港貴町九百九十八丁目
築港貴町九百九十九丁目
築港貴町千丁目
築港貴町千一丁目
築港貴町千二丁目
築港貴町千三丁目
築港貴町千四丁目
築港貴町千五丁目
築港貴町千六丁目
築港貴町千七丁目
築港貴町千八丁目
築港貴町千九丁目
築港貴町千十丁目
築港貴町千十一丁目
築港貴町千十二丁目
築港貴町千十三丁目
築港貴町千十四丁目
築港貴町千十五丁目
築港貴町千十六丁目
築港貴町千十七丁目
築港貴町千十八丁目
築港貴町千十九丁目
築港貴町千二十丁目
築港貴町千二十一丁目
築港貴町千二十二丁目
築港貴町千二十三丁目
築港貴町千二十四丁目
築港貴町千二十五丁目
築港貴町千二十六丁目
築港貴町千二十七丁目
築港貴町千二十八丁目
築港貴町千二十九丁目
築港貴町千三十丁目
築港貴町千三十一丁目
築港貴町千三十二丁目
築港貴町千三十三丁目
築港貴町千三十四丁目
築港貴町千三十五丁目
築港貴町千三十六丁目
築港貴町千三十七丁目
築港貴町千三十八丁目
築港貴町千三十九丁目
築港貴町千四十丁目
築港貴町千四十一丁目
築港貴町千四十二丁目
築港貴町千四十三丁目
築港貴町千四十四丁目
築港貴町千四十五丁目
築港貴町千四十六丁目
築港貴町千四十七丁目
築港貴町千四十八丁目
築港貴町千四十九丁目
築港貴町千五十丁目
築港貴町千五十一丁目
築港貴町千五十二丁目
築港貴町千五十三丁目
築港貴町千五十四丁目
築港貴町千五十五丁目
築港貴町千五十六丁目
築港貴町千五十七丁目
築港貴町千五十八丁目
築港貴町千五十九丁目
築港貴町千六十丁目
築港貴町千六十一丁目
築港貴町千六十二丁目
築港貴町千六十三丁目
築港貴町千六十四丁目
築港貴町千六十五丁目
築港貴町千六十六丁目
築港貴町千六十七丁目
築港貴町千六十八丁目
築港貴町千六十九丁目
築港貴町千七十丁目
築港貴町千七十一丁目
築港貴町千七十二丁目
築港貴町千七十三丁目
築港貴町千七十四丁目
築港貴町千七十五丁目
築港貴町千七十六丁目
築港貴町千七十七丁目
築港貴町千七十八丁目
築港貴町千七十九丁目
築港貴町千八十丁目
築港貴町千八十一丁目
築港貴町千八十二丁目
築港貴町千八十三丁目
築港貴町千八十四丁目
築港貴町千八十五丁目
築港貴町千八十六丁目
築港貴町千八十七丁目
築港貴町千八十八丁目
築港貴町千八十九丁目
築港貴町千九十丁目
築港貴町千九十一丁目
築港貴町千九十二丁目
築港貴町千九十三丁目
築港貴町千九十四丁目
築港貴町千九十五丁目
築港貴町千九十六丁目
築港貴町千九十七丁目
築港貴町千九十八丁目
築港貴町千九十九丁目
築港貴町千百丁目
築港貴町千百一丁目
築港貴町千百二丁目
築港貴町千百三丁目
築港貴町千百四丁目
築港貴町千百五丁目
築港貴町千百六丁目
築港貴町千百七丁目
築港貴町千百八丁目
築港貴町千百九丁目
築港貴町千百十丁目
築港貴町千百十一丁目
築港貴町千百十二丁目
築港貴町千百十三丁目
築港貴町千百十四丁目
築港貴町千百十五丁目
築港貴町千百十六丁目
築港貴町千百十七丁目
築港貴町千百十八丁目
築港貴町千百十九丁目
築港貴町千百二十丁目
築港貴町千百二十一丁目
築港貴町千百二十二丁目
築港貴町千百二十三丁目
築港貴町千百二十四丁目
築港貴町千百二十五丁目
築港貴町千百二十六丁目
築港貴町千百二十七丁目
築港貴町千百二十八丁目
築港貴町千百二十九丁目
築港貴町千百三十丁目
築港貴町千百三十一丁目
築港貴町千百三十二丁目
築港貴町千百三十三丁目
築港貴町千百三十四丁目
築港貴町千百三十五丁目
築港貴町千百三十六丁目
築港貴町千百三十七丁目
築港貴町千百三十八丁目
築港貴町千百三十九丁目
築港貴町千百四十丁目
築港貴町千百四十一丁目
築港貴町千百四十二丁目
築港貴町千百四十三丁目
築港貴町千百四十四丁目
築港貴町千百四十五丁目
築港貴町千百四十六丁目
築港貴町千百四十七丁目
築港貴町千百四十八丁目
築港貴町千百四十九丁目
築港貴町千百五十丁目
築港貴町千百五十一丁目
築港貴町千百五十二丁目
築港貴町千百五十三丁目
築港貴町千百五十四丁目
築港貴町千百五十五丁目
築港貴町千百五十六丁目
築港貴町千百五十七丁目
築港貴町千百五十八丁目
築港貴町千百五十九丁目
築港貴町千百六十丁目
築港貴町千百六十一丁目
築港貴町千百六十二丁目
築港貴町千百六十三丁目
築港貴町千百六十四丁目
築港貴町千百六十五丁目
築港貴町千百六十六丁目
築港貴町千百六十七丁目
築港貴町千百六十八丁目
築港貴町千百六十九丁目
築港貴町千百七十丁目
築港貴町千百七十一丁目
築港貴町千百七十二丁目
築港貴町千百七十三丁目
築港貴町千百七十四丁目
築港貴町千百七十五丁目
築港貴町千百七十六丁目
築港貴町千百七十七丁目
築港貴町千百七十八丁目
築港貴町千百七十九丁目
築港貴町千百八十丁目
築港貴町千百八十一丁目
築港貴町千百八十二丁目
築港貴町千百八十三丁目
築港貴町千百八十四丁目
築港貴町千百八十五丁目
築港貴町千百八十六丁目
築港貴町千百八十七丁目
築港貴町千百八十八丁目
築港

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

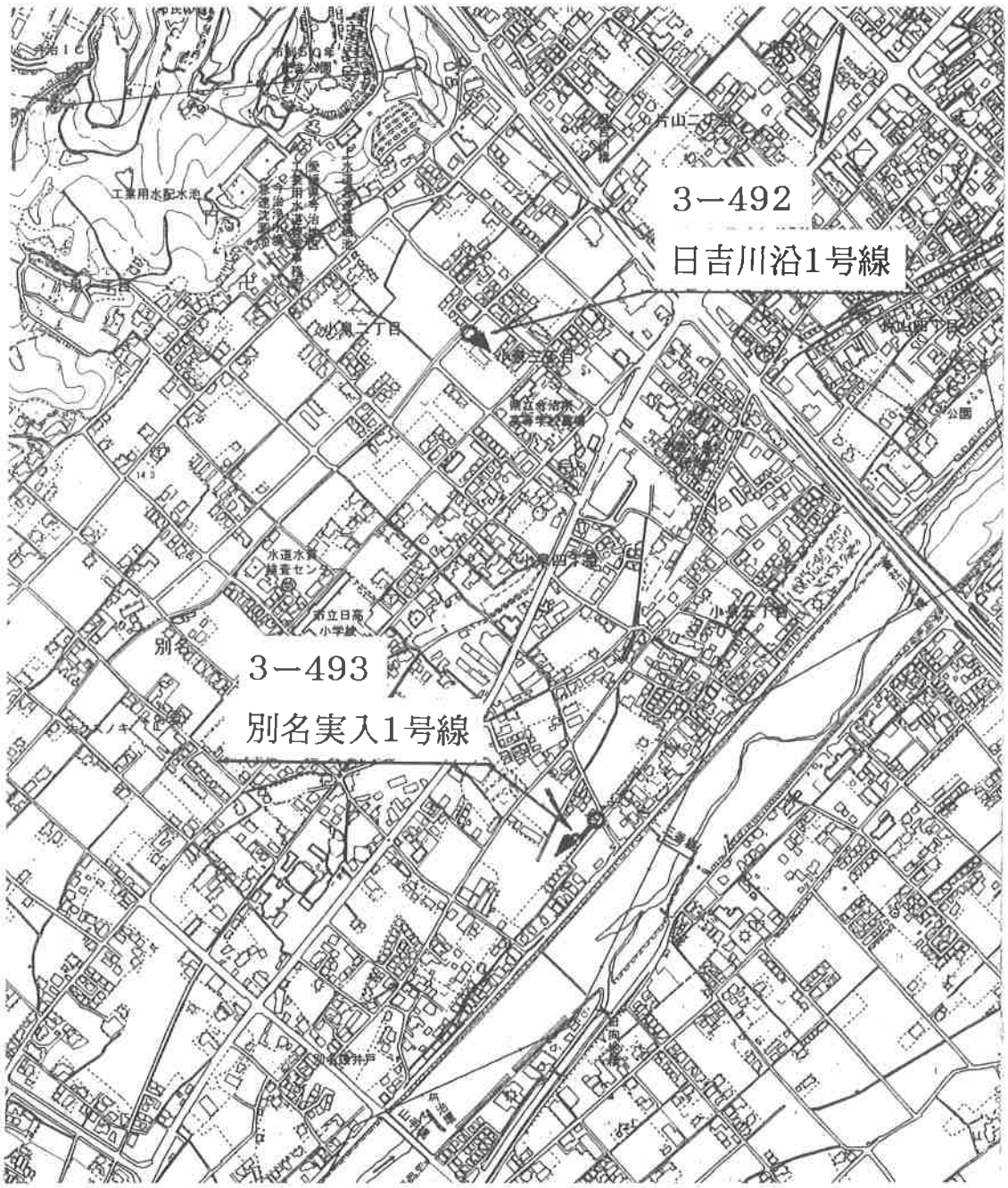

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

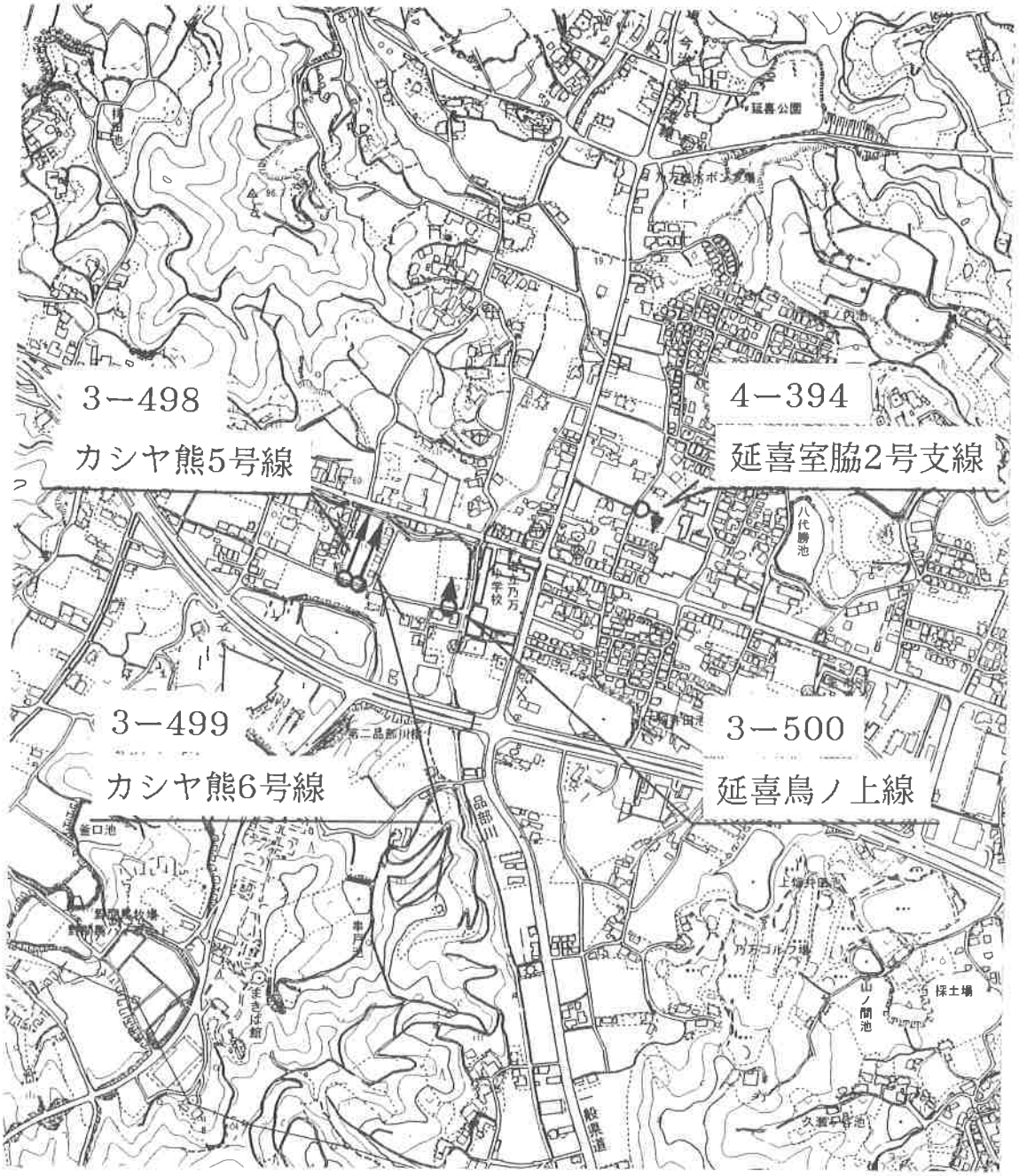

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

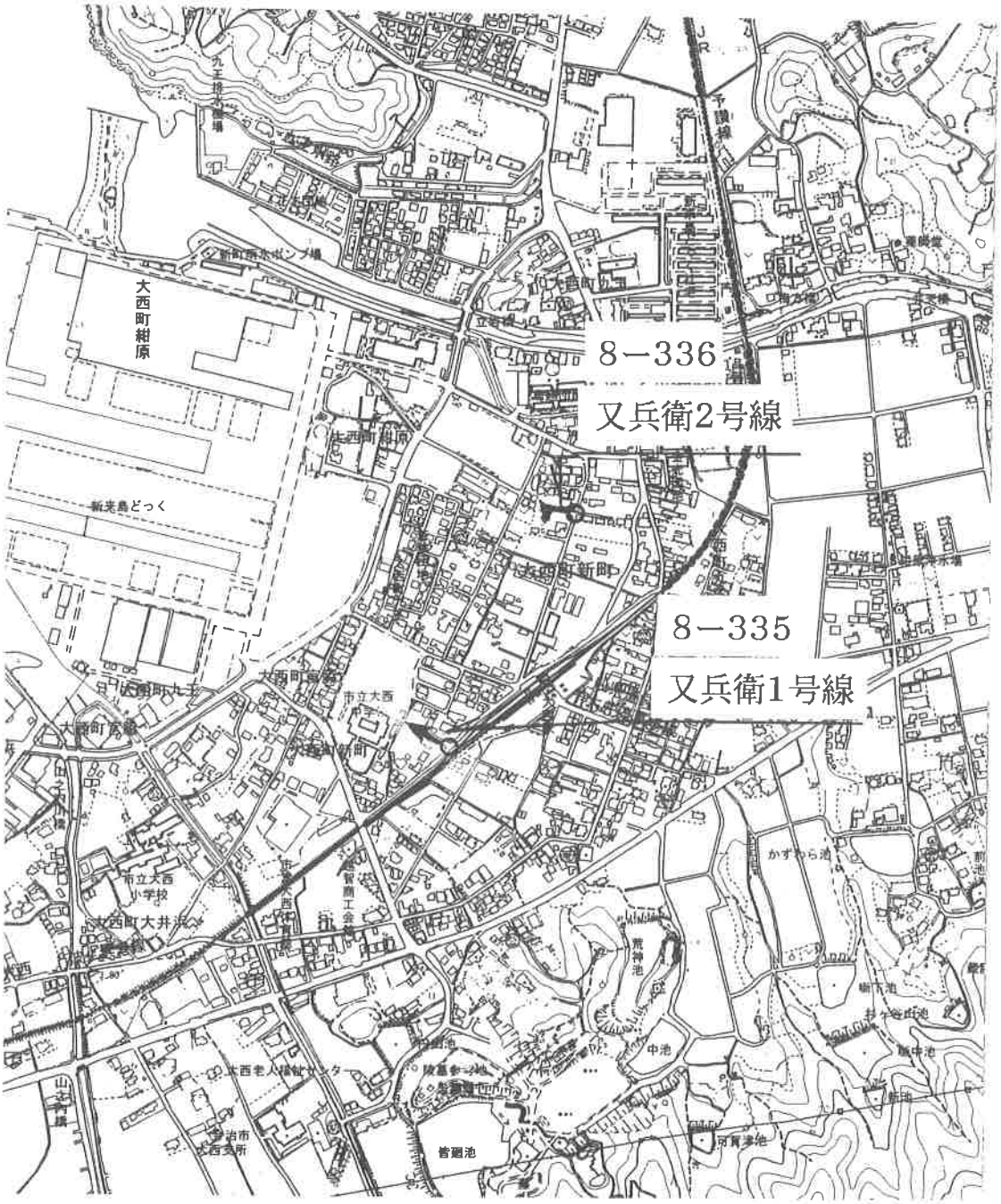

【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図

縮尺　1：10000

認定路線

起点

終点

議会第３回議案第80号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年６月８日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

・今治市市税条例の一部を改正する条例制定について
・今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
・今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

２　議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

３　前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第10号

今治市市税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年３月31日

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市市税条例の一部を改正する条例

今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第33条第４項中「第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（１）　第36条の２第１項の規定による申告書

（２）　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第６項中「第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（１）　第36条の２第１項の規定による申告書

（２）　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の９第１項中「第33条第４項の申告書」を「第33条第４項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第６項の申告書」を「同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第２章第１節第６款」を「同節第６款」に改める。

第48条第１項中「によって」を「により」に改め、同条第２項中「においては」を「には」に改め、同条第３項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第５項第１号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第５項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第６項中「によって」を「により」に、「第75条の２第７項」を「第75条の２第９項」に改め、同条第７項中「によって」を「により」に改める。

第50条第１項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第２項

中「とする」の次に「。第４項第１号において同じ」を加え、同条第４項中「法第321条の８第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第１項」を「法第321条の８第１項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の５第３項」を「第48条の15の５第４項」に改め、同項第２号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第８項中「、第349条の４又は第349条の５」を「又は第349条の３の４から第349条の５まで」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（法第349条の３第28項等の条例で定める割合）

第61条の２　法第349条の３第28項に規定する条例で定める割合は２分の１とする。

２　法第349条の３第29項に規定する条例で定める割合は２分の１とする。

３　法第349条の３第30項に規定する条例で定める割合は２分の１とする。

第63条の２の見出し及び同条第１項中「第15条の３第２項」を「第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項」に改め、同項第３号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の３の見出し及び同条第１項中「案分の」を「按分の」に改め、同項第５号中「案分する」を「按分する」に改め、同条第２項中「案分の」を「按分の」に、「以後３年」を「から起算して３年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の３の３第１項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の２において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の２において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第６号中「案分する」を「按分する」に改め、同条第３項中「案分」を「按分」に改める。

第74条の２第１項中「以後３年」を「から起算して３年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第２項中「以後３年」を「から起算して３年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推

進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第５条第１項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第８条第１項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条　法附則第15条から第15条の３の２までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は法附則第15条から第15条の３の２まで」とする。

附則第10条の２第５項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第６項中「附則第15条第33項第１号イ」を「附則第15条第32項第１号イ」に改め、同条第７項中「附則第15条第33項第１号ロ」を「附則第15条第32項第１号ロ」に改め、同条第８項中「附則第15条第33項第２号イ」を「附則第15条第32項第２号イ」に改め、同条第９項中「附則第15条第33項第２号ロ」を「附則第15条第32項第２号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第２号ハ」を「附則第15条第32項第２号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第12項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第11項の次に次の２項を加える。

12　法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

13　法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

附則第10条の３第２項中「附則第７条第２項」を「附則第７条第３項」に改め、同条第４項中「附則第12条第21項第２号」を「附則第12条第21項第１号ロ」に改め、同条第５項第２号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第６項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第７項中「附則第７条第８項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同項第４号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第６号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第８項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第10項各号」に改め、同項第５号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第９項中「に省令附則第７条第11項」を「に省令附則第７条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第５号中「附則第７条第11項」を「附則第７条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第８項の次に次の２項を加える。

９　法附則第15条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第11項各号に規定する書類を添付して

市長に提出しなければならない。

（１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

（２） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

（３） 家屋の建築年月日及び登記年月日

（４） 耐震改修が完了した年月日

（５） 耐震改修に要した費用

（６） 耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

10　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

（２） 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

（３） 家屋の建築年月日及び登記年月日

（４） 熱損失防止改修工事が完了した年月日

（５） 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

（６） 熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第３項中「次項」を「以下この条（第５項を除く。）」に改め、同条に次の３項を加える。

５　法附則第30条第６項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

６　法附則第30条第７項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両

番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７　法附則第30条第８項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の２を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の２　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第７項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

４　第２項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（」とあるのは、「納期限（附則第16条の２第２項の規定の適用がないものとした場合の当該３輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第16条の３第２項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第１項」を「同条第１項」に改め、同項に次の２号を加える。

（１）　第33条第４項ただし書の規定の適用がある場合

（２）　第33条第４項第１号に掲げる申告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の２第１項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の２第４項」を「附則第34条の２第１項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項各号及び前条第２項の」を「前条第１項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第２項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の２第９項」を「附則第34条の２第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の２第４項中「第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時までに提出された第36条の３第１項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（１）　第36条の２第１項の規定による申告書

（２）　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の３第４項中「第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（１）　第36条の２第１項の規定による申告書

（２）　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の３第６項中「第36条の２第１項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第

１項の確定申告書を含む。)」を「同条第４項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条例適用配当等申告書」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成29年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　附則第６条の規定　公布の日

（２）　附則第５条第１項の改正規定及び次条第２項の規定　平成31年１月１日

（３）　附則第５条の規定　平成31年10月１日

（４）　附則第10条の２第11項の次に２項を加える改正規定（同条第13項に係る部分に限る。）　都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例よる改正後の今治市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　前条第２号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３　新条例第48条第３項及び第５項並びに第50条第２項及び第４項の規定は、平成29年１月１日以後に新条例第48条第３項又は第50条第２項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　新条例第61条第８項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第２号。第４項及び次条第２項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の３の４に係る部分に限る。）の規定は、平成28年４月１日以後に発生した新法第349条の３の３第１項に規定する震災等（第４項において「震災等」という。）に係る新法第349条の３の４に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

３　新条例第61条の２の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29

年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4　新条例第63条の３第２項及び第74条の２の規定は、平成28年４月１日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の３の３第１項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成25年４月１日から平成29年３月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成26年４月１日から平成29年３月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2　市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを今治市市税条例第83条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第１項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第２項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3　前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（今治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条　今治市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年今治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「今治市市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を

次のように改める。

第82条第２号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第２号ア(ウ)(ｉ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第２号ア(ウ)(ⅱ)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第１項	第82条	今治市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年今治市条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第１項の表第２号ア(イ)の項	第２号ア(イ)	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第１項の表第２号ア(ウ)(ｉ)の項	第２号ア(ウ)(ｉ)	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(ウ)(ｉ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第１項の表第２号ア(ウ)(ⅱ)の項	第２号ア(ウ)(ⅱ)	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(ウ)(ⅱ)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第６条　今治市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年今治市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第１条の２中今治市市税条例附則第16条第２項から第４項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の２を次のように改める。

第16条の２　削除

第２条を次のように改める。

（今治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　今治市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年今治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第６条の表新条例附則第16条第１項の表第82条第２号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第２号ア」を「第２号ア」に改める。

附則第１条第２号中「及び」の次に「第２条の規定並びに」を加え、同条第４号中「及び第２条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

「参　考」

今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
（所得割の課税標準） 第33条　略 ２～３　略 ４　前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定配当等申告書（　　市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ　　。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 （１）　第36条の２第１項の規定による申告書 （２）　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	（所得割の課税標準） 第33条　略 ２～３　略 ４　前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるとき（これらの申告書　にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5　略	5　略
6　前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（　　市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ　　。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 （１）　第36条の２第１項の規定による申告書 （２）　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	6　前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるとき（これらの申告書　　にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の９　所得割の納税義務者が、第33条第４項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第２	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の９　所得割の納税義務者が、第33条第４項の申告書　　に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第２

章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第34条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第２章第１節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第34条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
（法人の市民税の申告納付） 第48条　市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の８第１項、第２項、第４項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第１項、第２項、第４項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第３項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を省令第22号の４様式による納付書により納付しなければならない。	（法人の市民税の申告納付） 第48条　市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の８第１項、第２項、第４項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第１項、第２項、第４項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第３項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を省令第22号の４様式による納付書によって納付しなければならない。
２　法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の８第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	２　法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の８第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
３　法第321条の８第22項に規定する申告書	３　法第321条の８第22項に規定する申告書

（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第１項、第２項、第４項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第５項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して省令第22号の４様式による納付書により納付しなければならない。	（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第１項、第２項、第４項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して省令第22号の４様式による納付書によって納付しなければならない。
４　略	４　略
５　第３項の場合において、法第321条の８第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第１項、第２項、第４項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）	５　第３項の場合において、法第321条の８第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第１項、第２項、第４項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）

に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略
６　法人税法第74条第１項又は第144条の６第１項の規定により　法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第１項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の２第９項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の２第９項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第１項の規定の適用がないものとみなして、第18条の２の規定を適用することができる。	６　法人税法第74条第１項又は第144条の６第１項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第１項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の２第７項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の２第７項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第１項の規定の適用がないものとみなして、第18条の２の規定を適用することができる。
７　法人税法第81条の22第１項の規定により　法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第１項の規定の適用を受けているものが、同条第４項の規定の	７　法人税法第81条の22第１項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第１項の規定の適用を受けているものが、同条第４項の規定の

適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第３項及び第52条第２項において同じ。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。第50条第３項及び第52条第２項において同じ。）（連結申告法人（同法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第２項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第４項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の８第４項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第２項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第２項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第１項の規定の適用がないものとみなして、第18条の２の規定を適用することができる。	適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第３項及び第52条第２項において同じ。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。第50条第３項及び第52条第２項において同じ。）（連結申告法人（同法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第２項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第４項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の８第４項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第２項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第２項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第１項の規定の適用がないものとみなして、第18条の２の規定を適用することができる。
（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第50条　法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、省令第22号の４様式による納付書により納付しなければならない。	（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第50条　法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、省令第22号の４様式による納付書によって納付しなければならない。
２　前項の場合においては、その不足税額に法	２　前項の場合においては、その不足税額に法

第321条の８第１項、第２項、第４項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第１項、第２項又は第４項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第４項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

３　略

４　第２項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の８第１項、第２項、第４項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた

第321条の８第１項、第２項、第４項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第１項、第２項又は第４項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

３　略

４　第２項の場合において、法第321条の８第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第１項、第２項、第４項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた

法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の５第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
（１）　略	（１）　略
（２）　当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間	（２）　当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間
（固定資産税の課税標準）	（固定資産税の課税標準）
第61条　略	第61条　略
２～７　略	２～７　略
８　法第349条の３又は第349条の３の４から第349条の５までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の３又は第349条の３の４から第349条の５までに定める額とする。	８　法第349条の３、第349条の４又は第349条の５の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の３、第349条の４又は第349条の５に定める額とする。
９～10　略	９～10　略
（法第349条の３第28項等の条例で定める割合）	

第61条の２　法第349条の３第28項に規定する条例で定める割合は２分の１とする。	
２　法第349条の３第29項に規定する条例で定める割合は２分の１とする。	
３　法第349条の３第30項に規定する条例で定める割合は２分の１とする。	
（省令第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出）	（省令第15条の３第２項の規定による補正の方法の申出）
第63条の２　省令第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	第63条の２　省令第15条の３第２項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略
（３）　区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第１項から第３項までの規定による割合	（３）　区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第１項から第３項までの規定による割合
（４）　略	（４）　略
２　略	２　略
（法第352条の２第５項及び第６項の規定による固定資産税額の按分の申出）	（法第352条の２第５項及び第６項の規定による固定資産税額の案分の申出）
第63条の３　法第352条の２第５項の規定による同条第１項第１号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第２号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出	第63条の３　法第352条の２第５項の規定による同条第１項第１号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第２号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の案分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出

書を市長に提出して行わなければならない。	書を市長に提出して行わなければならない。
（１）～（４） 略	（１）～（４） 略
（５） 法第352条の２第１項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	（５） 法第352条の２第１項の規定により案分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
２ 法第352条の２第６項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第６項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第５号及び第４項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の３の３第１項に規定する被災年度（第３号及び第74条の２において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の３の３第１項に規定する避難の指示等（第74条の２において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の３の３第１項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の２において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の３の３第１項に規定する被災年（第74条の２において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日から起算して３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の３の３第１項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の２において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74	２ 法第352条の２第６項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の案分の申出は、同条第６項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第５号及び第４項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の３の３第１項に規定する被災年度（第３号及び第74条の２において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の３の３第１項に規定する避難の指示等（第74条の２において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の３の３第１項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の２において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の３の３第１項に規定する被災年（第74条の２において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日以後３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

条の２において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第４号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。	）の初日の属する年の１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第４号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。
（１）～（５）　略	（１）～（５）　略
（６）　法第352条の２第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	（６）　法第352条の２第３項の規定により案分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
３　法第352条の２第７項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の３の３第３項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第６項」とあるのは「同条第７項の規定により読み替えて適用される同条第６項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。	３　法第352条の２第７項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の３の３第３項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の案分の申出については、前項中「同条第６項」とあるのは「同条第７項の規定により読み替えて適用される同条第６項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。
４　略	４　略
（被災住宅用地の申告）	（被災住宅用地の申告）
第74条の２　法第349条の３の３第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第３項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第５号及び次項において同じ。）	第74条の２　法第349条の３の３第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第３項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第５号及び次項において同じ。）

の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日から起算して３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第４号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日以後３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第４号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
（１）～（６） 略	（１）～（６） 略
２　法第349条の３の３第１項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日から起算して３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。	２　法第349条の３の３第１項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日以後３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。
附　則	附　則
（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）	（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第５条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第１項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。	第５条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第１項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。
２～３　略	２～３　略
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）
第８条　昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	第８条　昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。
２～３　略	２～３　略
（読替規定）	（読替規定）
第10条　法附則第15条から第15条の３の２ま	第10条　法附則第15条、第15条の２又は第15

での規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は法附則第15条から第15条の３の２まで」とする。	条の３の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の５」とあるのは「若しくは第349条の５又は法附則第15条、第15条の２若しくは第15条の３」とする。
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）
第10条の２　略	第10条の２　略
２～４　略	２～４　略
５　法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	５　法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
６　法附則第15条第32項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	６　法附則第15条第33項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
７　法附則第15条第32項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	７　法附則第15条第33項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
８　法附則第15条第32項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	８　法附則第15条第33項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
９　法附則第15条第32項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	９　法附則第15条第33項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
10　法附則第15条第32項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	10　法附則第15条第33項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
11　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	11　法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
	12　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。
12　法附則第15条第44項に規定する市町村の	

条例で定める割合は２分の１とする。	
13　法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	
14　略	13　略
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の３　略	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の３　略
２　法附則第15条の７第１項又は第２項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第３項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	２　法附則第15条の７第１項又は第２項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第２項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
３　略	３　略
４　法附則第15条の８第４項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第７条第１項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第１号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	４　法附則第15条の８第４項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第７条第１項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第２号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
５　法附則第15条の８第５項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に	５　法附則第15条の８第５項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に

提出しなければならない。	提出しなければならない。
（１） 略	（１） 略
（２） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	（２） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
（３） 略	（３） 略
６ 法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	６ 法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（６） 略	（１）～（６） 略
７ 法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	７ 法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（３） 略	（１）～（３） 略
（４） 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	（４） 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
（５） 略	（５） 略
（６） 居住安全改修工事に要した費用並び	（６） 居住安全改修工事に要した費用並び

に令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	に令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
（７） 略	（７） 略
８ 法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	８ 法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（４） 略	（１）～（４） 略
（５） 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等	（５） 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等
（６） 略	（６） 略
９ 法附則第15条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	
（１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	
（２） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	
（３） 家屋の建築年月日及び登記年月日	

（４） 耐震改修が完了した年月日	
（５） 耐震改修に要した費用	
（６） 耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由	
10 法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	
（１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	
（２） 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積	
（３） 家屋の建築年月日及び登記年月日	
（４） 熱損失防止改修工事が完了した年月日	
（５） 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等	
（６） 熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由	
11 法附則第15条の10第１項の耐震基準適合	9 法附則第15条の10第１項の耐震基準適合

家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
（５）　省令附則第７条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	（５）　省令附則第７条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
（６）　略	（６）　略
（軽自動車税の種別割の税率の特例）	（軽自動車税の税率の特例）
第16条　略	第16条　略
２　略	２　略
３　法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第５項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	３　法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
表　略	表　略

4　略	4　略
5　法附則第30条第６項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
6　法附則第30条第７項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
7　法附則第30条第８項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動	

車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
（軽自動車税の賦課徴収の特例） 第16条の２　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第７項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	第16条の２　削除
２　市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。	

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	
４　第２項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（」とあるのは、「納期限（附則第16条の２第２項の規定の適用がないものとした場合の当該３輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。	
（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第16条の３　略	（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第16条の３　略
２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第４項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等	２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第４項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等

の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。 （１）　第33条第４項ただし書の規定の適用がある場合 （２）　第33条第４項第１号に掲げる申告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。	の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。
３　略	３　略
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第17条の２　昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項　において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の　規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。	第17条の２　昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第４項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項各号及び前条第２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ　当該各号に定める金額に相当する額とする。

（１）～（２）　略	（１）～（２）　略
２　前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	２　前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第９項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
３　略	３　略
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の２　略	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の２　略
２～３　略	２～３　略
４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特例適用配当等申告書（　　市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にそ	４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の３第１項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書　にそ

の記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 （１）　第36条の２第１項の規定による申告書 （２）　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	の記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
５　略	５　略
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の３　略 ２～３　略 ４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の条約適用配当等申告書（　　市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ　　。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の３　略 ２～３　略 ４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書　　にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 （１）　第36条の２第１項の規定による申告書 （２）　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	
５　略	５　略
６　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の９の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第20条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の同条第４項に規定する条約適用配当等申告書　　にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条例適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の	６　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の９の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第20条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書　　にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の

実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第６項」と、同条第３項中「法第37条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第37条の４」とする。	実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第６項」と、同条第３項中「法第37条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第37条の４」とする。

専決第11号

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年３月31日

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第26条第２号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第３号中「48万円」を「49万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条　この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

「参　考」

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
（保険税の減額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 （１）　略 （２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　略 （３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を	（保険税の減額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 （１）　略 （２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　略 （３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を

除く。） ア～カ　略	除く。） ア～カ　略

専決第12号

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年３月31日

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

今治市消防団員等公務災害補償条例（平成17年今治市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第２号中「にあっては」を「には」に改め、同条第３項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第２号」の次に「に該当する扶養親族については１人につき267円（消防団員等に第１号に該当する者がない場合には、そのうち１人については333円）を、第３号」を加え、「第５号」を「第６号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第２号に該当する扶養親族」に、「にあっては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第２号中「及び孫」を削り、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

（３） 22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫

第５条第４項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の今治市消防団員等公務災害補償条例第５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた今治市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

「参　考」

今治市消防団員等公務災害補償条例改正条項新旧対照表

新	旧
（補償基礎額） 第５条　略 ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （１）　消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には　、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により　死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により　疾病の発生が確定した日において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 （２）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には　、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日	（補償基礎額） 第５条　略 ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （１）　消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 （２）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日

額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
3　次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により　死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により　疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については333円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき267円（消防団員等に第１号に該当する者がない場合には、そのうち１人については333円）を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円（消防団員等に第１号に該当する者及び第２号に該当する扶養親族がない場合には　、そのうち１人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。	3　次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については433円を、第２号 から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円（消防団員等に第１号に掲げる者 がない場合にあっては、そのうち１人については367円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。
（１）　略	（１）　略
（２）　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子	（２）　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子及び孫
（３）　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫	
（４）　略	（３）　略
（５）　略	（４）　略
（６）　略	（５）　略

4　扶養親族たる子のうちに15歳　に達する日後の最初の４月１日から22歳　に達する日以後の最初の３月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	4　扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下　　「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。